

# 「女性活躍加速のための重点方針2015」の関連施策の実施状況及び決算額等

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
<b>1. 女性参画に拡大に向けた取組</b>													
<b>(1) 行政分野</b>													
<b>①</b>													
1	女性活躍推進状況サイトの開設	女性活躍推進法に基づき、国の機関及び約1,800の都道府県・市区町村等の特定事業主が策定する事業主行動計画における数値目標や、当該行動計画に基づく取組の実施状況、都道府県・市区町村推進計画等について一覧で閲覧することができるフローアップサイトを開設し関係機関のホームページとのリンクも設定しつつ、広く一般にわかりやすい形で情報提供を行う。	女性活躍推進法に基づく国の機関及び1,741の都道府県・市区町村の特定事業主行動計画における数値目標や、当該行動計画に基づく取組の実施状況、さらに、都道府県・市区町村推進計画や協議会の状況等を一覧で閲覧できる「女性活躍推進法「見える化」サイト」を平成28年9月9日に開設した。	—	—	—	7,514	972	12.9%	担当職員の増員 (1名)	29	63	内閣府
<b>②</b>													
2	女性職員登用加速化重点項目	平成26年10月17日に内閣人事局長と全府省の事務次官級で構成される会議において、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を決定した。各府省は、女性職員の採用・登用に関する新たな目標数値等を盛り込んだ取組計画を策定し、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。 また、国家公務員における女性活躍の動きを更に加速していくため、 ・女性職員が若いうちから将来のキャリアをイメージしつつ仕事への意欲を高めるための研修の実施等による積極的な育成、 ・イクボス及び女性職員の活躍促進に資する取組を行う管理職を増やすため、新たな研修の実施及び管理職全員が受講するeラーニング開発、 ・ワークライフバランス実現のために、今夏からの「ゆう活」、フレックスタイム制度導入の検討等による職場の働き方改革や徹底した超過勤務の縮減、休暇の取得促進等の取組を強力に推進していく。	・女性職員が将来のキャリアをイメージしつつ、出産、育児等のライフイベントを経た後も成長する意欲を持つことができるよう、平成27年度及び28年度に各府省の若手女性職員を対象とした「若手女性職員キャリアセミナー」を実施した。 ・女性職員の活躍と男女双方のワークライフバランスに資する取組を率先して行う管理職を増やすため、平成27年度及び28年度に本府省及び地方機関の職員を対象とした「女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー」を実施し、管理職に対する意識啓発を行った。また、28年度に働き方改革と女性活躍、ワークライフバランス推進に係るeラーニングを開発した。 ・「ゆう活」、業務の効率化や職場環境の改善等具体的取組の実践、テレワークの推進強化及び休暇の一層の取得促進、フレックスタイム制度の周知徹底等、働き方改革のための取組を集中的に行う期間として、平成28年7月及び8月に「ワークライフバランス推進強化月間」を実施した。また、29年3月に「ワークライフバランス職場表彰」を実施し、業務の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした取組を行った職場のうち、特に優秀なものについて表彰した。	26,851	36,673	136.6%	50,282	41,666	82.9%	—	32	20、44、45、48、59	内閣官房
<b>③</b>													
3	地方公務員における女性の活躍推進	・女性地方公務員の活躍推進に向けて、各地方公共団体の実情に応じた自主的な取組を支援する観点から、関係機関と連携しつつ、女性地方公務員の人材育成を促進する。 ・女性地方公務員の活躍推進に向けて、各地方公共団体の実情に応じた自主的な取組を支援する観点から、女性地方公務員の登用に当たった課題を把握するとともに、その改善に向けて国家公務員の取組や先進的に取り組んでいる地方公共団体の事例の紹介等を通じて、必要な情報提供や助言を行う。	・地方公共団体の幹部養成のための研修を行う自治大学校において、平成26年度に「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」を創設し、27年度より女性職員を対象とした研修課程を設置した。また、28年度より、自治大学校の各種研修課程に「女性活躍・働き方改革」に関する講義枠を新たに設けた。 ・各地方公共団体が特定事業主行動計画の策定過程で把握した課題や計画に盛り込んだ取組内容等を把握したうえで、自治行政局公務員部編纂の『地方公務員月報』において、女性活躍・働き方改革に関する民間企業、国及び地方公共団体の先進的な取組事例を収集し、情報提供を行った。	—	—	—	—	—	—	—	34	24、61	総務省
<b>(2) 経済分野</b>													
<b>①</b>													
4	中小企業のための女性活躍推進事業	「女性活躍加速のための重点方針2015」の趣旨を最大限に踏まえ、中小企業に対する相談支援体制の構築について、平成28年度予算案に盛り込んだところ。	中小企業に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定や認定取得等を促進するため、説明会や個別訪問、相談援助の実施等、中小企業の女性活躍に向けた取組支援を行った。	—	—	—	286,512	188,565	65.8%	—	45	—	厚生労働省
5	ポジティブ・アクション「見える化」事業	各企業が、女性活躍推進法に基づく行動計画策定の前提となる女性の活躍状況の把握や解決すべき課題の分析を的確に行うことができるよう、支援ツールを作成し、平成27年12月にインターネットで公表した。	一般事業主行動計画策定支援ツールの提供により、事業主による女性活躍推進法に基づく行動計画の策定を支援した。	35,920	34,949	97.3%	—	—	—	—	—	—	厚生労働省
6	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	「女性活躍加速のための重点方針2015」の趣旨を最大限に踏まえ、女性活躍推進法に基づく開示情報も含めた一層の情報集約やユーザビリティの向上について、平成28年度予算案に盛り込んだところ。	「女性の活躍推進企業データベース」について、検索機能や表示方法の機能を充実させることで、企業や学生をはじめとした求職者等に対する利便性の向上を図り、女性活躍推進法に基づく情報公表登録企業は7,000社を超えた。	73,003	71,280	97.6%	136,018	118,800	87.3%	—	46	64	厚生労働省

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。  
 以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
②													
7	女性活躍推進法周知広報等経費	女性活躍推進法の施行に当たって、各地で事業主に対する説明会を実施する際に具体的な好事例等も含めて周知啓発を行う。	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画については、都道府県労働局から企業への個別積極的な働きかけにより、概ねすべての義務企業の策定・届出がなされた。また、厚生労働省ホームページをはじめ、積極的な女性活躍に関する取組や好事例についても、適宜情報発信している。	—	—	—	23,430の内数	23,430の内数	—	法令・制度改正 ・平成27年11月、事業主行動計画策定指針を公布した。	30	—	厚生労働省
8	女性管理職の中途採用をしやすいするための均等法関連指針の見直し	労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針を改正し、男女雇用機会均等法第8条により、募集・採用について男性と比較して女性に有利な取扱いをすることが違反とならない場合（ポジティブ・アクションとして認められる場合）として、「女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない『役職』についての募集又は採用」を加えた。	平成27年11月に改正した「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」の周知に加え、企業に対する指導の強化・徹底を行った。	—	—	—	—	—	—	法令・制度改正 ・平成27年11月、改正性差別指針を公布した。	—	—	厚生労働省
③													
9	女性役員の変更の登用促進に向けた取組の推進	・有価証券報告書における女性役員情報を適切な形に整理した上で、関連するウェブサイトでの公表など、適切な形での「見える化」を行うための検討を進める。（内閣府、金融庁） ・経団連等関係団体が実施する女性人材の育成に係る取組について、共催や後援などを含め、必要に応じて様々な形での支援を検討する。（内閣府） ※平成26年10月「有価証券報告書等において、役員的女性比率等の記載を義務付け（内閣府令改正（27年3月31日施行）） → 27年の株主総会シーズン以降、順次開示	・「女性役員情報サイト」を開設し（平成28年9月）、有価証券報告書に記載された女性役員情報をもとに、上場企業ごとの女性役員数・比率、業種平均の女性役員数・比率を掲載している。 ※女性人材の育成に係る取組については、通し番号39に記載。	—	—	—	—	—	—	—	47	68	内閣府 金融庁
(3) 司法分野													
①													
10	法科大学院における取組の好事例の周知等	公的支援の取組の枠組みにおいて、女性法曹輩出のための取組も含め、優れた先進的な取組と評価された事例について、各法科大学院に周知しているところ。 今後は、こうした取組を更に普及させていくため、加算に当たっての着眼点の例として、女性法曹輩出のための取組を挙げることも検討していく予定。	「平成29年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、2大学（早稲田大学・千葉大学）の取組が優れた先進的な取組として評価され、これらの女性法曹輩出のための取組を行っている好事例を各法科大学院に対して周知した。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文部科学省
②													
11	検察官の継続就業のための環境整備	・年次休暇の取得促進 ・育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度の利用促進 ・転勤先の保育所の確保が必要な場合における可能な限り早期に内示を行うなどの配慮	・「年次休暇の取得促進」及び「育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度の利用促進」については、法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプラン）に基づく検察庁におけるパイロットアクションの取組として、最高検察庁等の職員を対象に、「年次休暇」、「男性職員の子の出生時における配偶者出産休暇及び育児参加休暇」及び「男性職員の育児休業」の取得促進を図っている。 ・保育所の入所手続が遅れることにより、異動後の勤務に支障を来すおそれがある者に対しては、可能な限り早期に異動先の内示を行うなどの配慮をした。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58 法務省

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。

※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。

以下参照：<http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省	
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)		
<b>(4) 教育分野</b>														
①														
12	公立学校教職員の人事行政状況調査	毎年度実施している「公立学校教職員の人事行政状況調査」において、公立学校教職員の育児休業等の取得実態について調査を実施する。	「平成27年度公立学校教職員の人事行政状況調査」において公立学校の教育職員に係る育児休業等の取得状況を調査し、28年12月に調査結果を公表した。	—	—	—	—	—	—	—	—	77	—	文部科学省
13	各種研修等への参加教員における女性枠の設定及び女性管理職登用にに向けた意識づけ、ネットワークへの参加促進	女性教員が管理職への昇任を希望し、また実現することが容易になるよう、独立行政法人教員研修センターが実施する校長・教頭等への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等に女性枠を設定するとともに、女性の校長・教頭等への登用にに向けた意識づけや、女性管理職ネットワークへの参加を促進する。	(独)教員研修センター(現 教職員支援機構)の主催により実施する学校教育関係職員に対する研修については、女性教職員の参加割合を25%以上とすることを目標としつつ、特に女性教職員の参加割合が低い研修については、過去の参加実績等を勘案した上で、研修毎に女性教職員の参加割合についての目標を設定し、各種研修を実施している。 なお、平成28年度においては、目標の対象となる24研修のうち、21研修において目標を達成した。	—	—	—	1,168,565の内数	1,127,687の内数	—	—	—	76	—	文部科学省
②														
14	地域と教育機関の連携による女性の学びを支援する保育環境の在り方の検討	大学等と地域の双方にとって有用な保育環境の在り方について、関係主体と連携して検討するとともに、調査研究や実証的検証を通じて、先進事例の課題やグッド・プラクティスを把握し、地域と連携した大学等における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築・普及することにより、女性の学びを支援する保育環境の充実を図る。	大学等における保育環境の整備と活用の状況について把握し、先進事例における課題等について事例調査を行うとともに、大学等における地域と連携した保育所の設置や新たな保育サービスの実施に向けた、保育環境整備のプロセス等についての実証的検証を5大学において実施し、大学等の教育機関と地域の双方にとって有用な保育環境を整備するためのモデル構築を図った。	—	—	—	21,134	10,927	51.7%	—	—	126	—	文部科学省
<b>(5) 農業分野</b>														
①														
15	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号。27年8月28日成立、同年9月4日公布、28年4月1日施行)	・農地利用の最適化を促進するため、農業委員の選出方法を公選制から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制とし、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する。 ・農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする観点から、責任ある経営体制を確立するため、農協の理事の過半数を原則として認定農業者等とするとともに、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する。	・農業委員に占める女性の割合は、平成28年において、8.1%となっており、前年より0.7ポイント増加。このうち、新制度に移行した農業委員会においては、11.5%となっている。 ・農協については、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」の公布以降、全国で説明会・意見交換会を行い、規定の趣旨を周知するとともに改正内容を監督指針に反映した。	—	—	—	—	—	—	法令・制度改正	—	—	—	農林水産省
②														
16	輝く女性農業経営者育成事業	次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成を支援。 また、女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰を通じて、女性の活躍を推進。	次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成を支援するため、実践型研修を実施した。 女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するため、公式ホームページ等を通じ農業女子プロジェクトの取組を広く社会に発信するとともに、農業女子プロジェクトメンバーが参加する地域段階でのワークショップの開催等を実施した。 また、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を平成27、28年度で60経営体認定・表彰し、認定経営体をロールモデルとして社会に発信した。	120,000	116,050	96.7%	110,263	108,542	98.4%	—	—	62、71	83	農林水産省

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
<b>2. 社会の課題解決を主導する女性の育成</b>													
<b>(1) 科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成</b>													
①													
17	理工系女性を一貫して支援するための産学官からなる支援体制の構築	女子生徒等の理工系分野への進路選択を推進するため、内閣府が中心となり、関係府省、経済団体、研究機関、及び学術団体等と連携ネットワークを構築し、 ・女子生徒等や保護者に理工系選択のメリット等を啓発するシンポジウム ・理工系分野で女性が活躍している国における人材育成方法等に関する調査・研究 ・内閣府「理工チャレンジ」サイトの拡充等の取組を実施する。また、地方における理工系女性人材の育成を促進するための情報提供をあわせて行う。	女子生徒等の理工系分野への進路選択を推進するため、 ・文部科学省、経団連と共催で「夏のリコチャレ」を実施 ・企業、大学、学術団体等、協力団体との連携ネットワークとして「理工系女子応援ネットワーク」の構築 ・女子生徒等や保護者に理工系選択のメリット等を啓発するシンポジウムの開催 ・理工系分野で女性が活躍している国における人材育成方法等に関する調査・研究 ・内閣府「理工チャレンジ」サイトの拡充 ・地方における理工系女性人材の育成を促進等の取組を実施した。	—	—	—	17,990	13,304	74.0%	—	36	73	内閣府
18	女子中高生の理系進路選択支援プログラム	・継続的かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築（例：運営協議会等） ・文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチする仕組みの構築（例：学校訪問による全生徒を対象とした取組等） ・教員・保護者等関係者が相互理解を深め、生徒が主体的に考える将来像に従って進路選択可能な環境・土壌の構築（例：イベントの開催等） ・複数年度化による効果的なPDCAサイクルの構築 ・国立研究開発法人科学技術振興機構（以下JST）による効果的な側面の支援（例：事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等）  これまで興味関心が薄く、または、文理選択に迷う女子中高生に、効果的にアプローチするために、 ・中学校や高校への学校訪問による、全生徒を対象とした取組 ・教員や保護者を対象としたイベントの実施による、女子生徒の理系選択が可能な環境・土壌の構築 などを実施したいと考えている。	実施機関におけるPDCAサイクルをより効果的に機能させるため、2年間の複数年度化をはじめ、以下の取組を実施した。 ・継続的かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築（例：運営協議会等） ・文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチする仕組みの構築（例：学校訪問による全生徒を対象とした取組等） ・教員・保護者等関係者が相互理解を深め、生徒が主体的に考える将来像に従って進路選択可能な環境・土壌の構築（例：イベントの開催等） ・複数年度化による効果的なPDCAサイクルの構築 ・国立研究開発法人科学技術振興機構（以下JST）による効果的な側面の支援（例：事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等） ・中学校や高校への学校訪問による、全生徒を対象とした取組 ・教員や保護者を対象としたイベントの実施による、女子生徒の理系選択が可能な環境・土壌の構築 加えて、ほぼ全ての取組に民間企業の参画が得られるなど各取組の実施体制の拡充が得られた。	— (運営費交付金（科学技術振興機構）)	— (運営費交付金（科学技術振興機構）)	—	— (運営費交付金（科学技術振興機構）)	— (運営費交付金（科学技術振興機構）)	—	—	37	75	文部科学省
19	「女性活躍推進のための基盤整備事業」のうち「理系女性活躍促進支援事業」	理系女性自身が持っているスキルと産業界が求めるスキルの見える化を行うことにより、女性自身がどのようなスキルを身につければ良いか把握できるような仕組みを構築する。	平成29年3月に、理系女性自身が持っているスキルと産業界が求めるスキルの見える化を行うシステムの構築・公開を行った。	—	—	—	20,002	18,489	92.4%	—	38	—	経済産業省
20	「もっと女性が活躍できる建設業」推進パッケージ	「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を踏まえ、「5年以内に女性倍増」を実現するための官民挙げた取組の加速化を行うために、以下の施策を講じ、建設業での女性活躍における重点課題への総合的な対策を「パッケージ」として推進する。  ・企業・業界・行政等のネットワークが協働で行う地域ぐるみの女性活躍に向けた活動の更なる深化と定着の推進（継続） ・建設業の女性活躍を牽引する、次世代を担う女性リーダー層の育成・充実（新規） ・民間建設現場をはじめとした、女性技能者が働きやすいモデル工事現場への支援と普及推進（新規） ・他業界（メーカー等）のシーズ・アイデアと、建設業で働く女性のニーズをマッチングするプラットフォームを整備し、女性活躍に役立つ創意や工夫を取込（新規）	【平成27年度】 ・地域ぐるみの女性活躍に取り組む12の地域ネットワークに対して支援を実施。 ・女性活躍推進の先進事例を取りまとめたケースブックを作成し、情報を発信。 ・建設業における女性活躍の取組実態調査を初めて実施。  【平成28年度】 ・女性活躍推進に取り組む経営者向け研修を8回実施。 ・女性リーダー育成プログラムを19名に対して実施。 ・建設業女性活躍応援キャンペーンを展開し、建設業の魅力や女性が活躍する姿等を発信。	50,000	49,966	99.9%	55,000	54,991	99.9%	—	39、72	—	国土交通省
21	地域の経済・雇用手を確保・育成	女性を含め、造船業を目指す若者の拡大を図るべく、学生・生徒や教員が造船の「ものづくり」の魅力の理解を深めるための産学ネットワーク強化（インターシップ等）のガイダンス作成、工業高校の造船学科の創設を後押しするための高校生向け新教材の作成に取り組む。	女性を含め、造船業を目指す若者の拡大を図るべく、学生・生徒や教員が造船の「ものづくり」の魅力の理解を深めるための産学ネットワーク強化（インターシップ等）のガイダンス作成及び工業高校の造船学科の創設を後押しするための高校生向け新教材の作成を実施した。	96,628の内数	89,174の内数	—	88,000の内数	83,581の内数	—	—	75	—	国土交通省

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。

※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。

以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
22	獣医師就業支援対策事業	畜産現場において家畜診療や家畜衛生を担う産業動物獣医師の育成と確保に向け、獣医学生を対象とした女性獣医師によるセミナーや職場体験を実施するとともに、女性獣医師の職場復帰・再就職を支援するための研修会や雇用者向けの女性獣医師の職場環境を整備するための講習会を実施。	女性獣医師を対象とした職場復帰・再就職に必要な最新知識の修得、獣医療技術向上のための研修について、e-ラーニング教材を作成してこれを利用して実施するとともに、家畜診療施設等を利用して検査技術、診療技術等を修得するための技術研修(全国8か所)を開催した。産業動物診療施設の雇用者を対象として、女性獣医師等の復職に係る理解を醸成するための講習会を平成28年度日本獣医師会獣医学術年次大会(石川県)において開催した。獣医学生を対象として、女性獣医師の就業について考える獣医学生向けセミナーを13大学で開催した。	36,288の内数	36,288の内数	—	27,841の内数	27,841の内数	—	—	—	—	農林水産省
②													
23	理工系女性を一貫して支援するための産学官からなる支援体制の構築(17の再掲)	女子生徒等の理工系分野への進路選択を推進するため、内閣府が中心となり、関係府省、経済団体、研究機関、及び学術団体等と連携ネットワークを構築し、 ・女子生徒等や保護者に理工系選択のメリット等を啓発するシンポジウム ・理工系分野で女性が活躍している国における人材育成方法等に関する調査・研究 ・内閣府「理工チャレンジ」サイトの拡充等の取組を実施する。また、地方における理工系女性人材の育成を促進するための情報提供をあわせて行う。	女子生徒等の理工系分野への進路選択を推進するため、 ・文部科学省、経団連と共催で「夏のリコチャレ」を実施 ・企業、大学、学術団体等、協力団体との連携ネットワークとして「理工系女子応援ネットワーク」の構築 ・女子生徒等や保護者に理工系選択のメリット等を啓発するシンポジウムの開催 ・理工系分野で女性が活躍している国における人材育成方法等に関する調査・研究 ・内閣府「理工チャレンジ」サイトの拡充 ・地方における理工系女性人材の育成を促進等の取組を実施した。	—	—	—	17,990	13,304	74.0%	—	36	—	内閣府
24		・独立行政法人日本学生支援機構 大学等奨学金事業 独立行政法人日本学生支援機構の大学等奨学金事業は、教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の経済的な理由により修学に困難がある優れた学生等(大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)、無利息又は低利息で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって、返還金の回収を行う。 平成28年度要求では、①無利子奨学金の貸与人員を増員し「有利子から無利子へ」の流れの加速、②より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図る。	奨学金の貸与を希望する学生等のうち貸与基準を満たす者については概ね貸与を実施できている。平成28年度において、無利子奨学金：50万人(対前年度比1万3千人増)、有利子奨学金：81万人(対前年度比2万7千人減)に対し貸与を行った。 また、所得連動返還型奨学金制度の29年度進学者からの導入に向けて、システムの開発・改修を行うべく対応を加速しており、大学等奨学金事業の充実を図っている。	86,360,998	86,360,998	100.0%	98,138,614	98,138,614	100.0%	—	—	—	文部科学省
25	高等教育における教育費負担軽減の充実	・国立大学の授業料減免の充実 理工系に進学を希望する女性を含め、国立大学に進学する経済的に困難かつ優秀な学生に対して、授業料免除等による経済的支援を行う。	国立大学の授業料等の減免に係る予算として、平成29年度は対前年度1,293百万円増の33,275百万円(減免対象人数6.1万人)を確保した。	— (運営費交付金(国立大学法人))	— (運営費交付金(国立大学法人))	—	— (運営費交付金(国立大学法人))	— (運営費交付金(国立大学法人))	—	—	—	—	文部科学省
26		・私立大学等経常費補助金(授業料減免) 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免を行う大学等への支援の充実等を図るとともに、学内ワークスタディへの支援など学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等を支援する。	・私立大学等経常費補助金(授業料減免) 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免を行う大学等への支援の充実等を図るとともに、学内ワークスタディへの支援など学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等の支援を実施した。	8,473,000	7,002,071	82.6%	8,603,000	7,747,786	90.1%	—	—	—	文部科学省
27		・国立高等専門学校の授業料減免の充実 理工系に進学を希望する女性を含め、国立高等専門学校に進学する経済的に困難かつ優秀な学生に対して、授業料免除等による経済的支援を行う。	国立高等専門学校の授業料等の減免に係る予算として、平成29年度は対前年度18百万円増の488百万円(減免対象人数0.2万人)を確保した。	— (運営費交付金(国立高等専門学校機構))	— (運営費交付金(国立高等専門学校機構))	—	— (運営費交付金(国立高等専門学校機構))	— (運営費交付金(国立高等専門学校機構))	—	—	—	—	文部科学省
28	私立大学等経常費補助金	女性研究者向けの柔軟な勤務体制の構築やライフイベント(出産、育児等)に応じた研究支援員の配置など、女性研究者への支援を積極的に進める私立大学等を支援。	女性研究者向けの柔軟な勤務体制の構築やライフイベント(出産、育児等)に応じた研究支援員の配置など、女性研究者への支援を積極的に進める私立大学等の支援を実施した。	14,822,000の内数	16,674,358の内数	—	14,671,000の内数	15,689,042の内数	—	—	—	—	文部科学省

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
29	国立大学の学長のリーダーシップによる女性活躍促進支援 (国立大学法人運営費交付金)	「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について」(第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会審議まとめ)では、平成28年度から始まる第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金対象事業費の中に「学長の裁量による経費」(仮称)を新たに区分することされている。 この「学長の裁量による経費」により、女性の活躍促進(たとえば女性研究者等多様な人材による教員組織の構築や、女子学生の理工系学部への進学等の促進等)を含め、学生・教員構成の多様化や教員の能力の一層の発揮を通じた教育研究の質の向上に係る取組等を支援する。 「学長の裁量による経費」による取組の実施状況については、有識者の意見を踏まえつつ、当該経費を活用した各国立大学における業務運営の改善の実績や教育研究活動等の状況を中期目標期間の3年目及び5年目に確認し、その結果に応じて改善の促進や予算配分に反映する。	平成28年度から始まる国立大学改革プラン第3期中期目標期間において、国立大学法人運営費交付金対象事業費の中に「学長裁量経費」を新たに区分した。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文部科学省
30	スーパーサイエンスハイスクール	先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール(SSH)として指定し、支援する。	先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール(SSH)として指定し、支援した。	— (運営費交付金(科学技術振興機構))	— (運営費交付金(科学技術振興機構))	—	— (運営費交付金(科学技術振興機構))	— (運営費交付金(科学技術振興機構))	—	—	—	—	文部科学省
<b>③</b>													
31	女性医師キャリア支援モデル普及推進事業	女性医師等のキャリア支援の一層の充実に向け、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を「女性医師キャリア支援モデル推進医療機関」として位置づけ、地域の医療機関に普及可能な「効果的支援策モデル」の構築に向けた必要経費を補助する。地域の女性医師支援の中核機関として、女性医師支援の相談指導のためのスタッフの派遣や、ワークショップの開催など「効果的支援策モデル」の普及啓発活動等を行う。 女性医師のさらなる活躍を応援するシンポジウムを開催し、「女性医師キャリア支援モデル推進医療機関」の取組や女性医師支援の好事例等の紹介を行う。	平成27年度より女性医師支援の先進的な取組を行う「女性医師キャリア支援モデル推進医療機関」を各年2か所選定し、①職場の理解にかかる取組、②相談窓口にかかる取組、③勤務体制にかかる取組、④診療体制にかかる取組、⑤保育環境にかかる取組、⑥復職支援にかかる取組などのキャリア支援を実施した。また、そのキャリア支援のノウハウや、制度を導入する際のサポートを周辺医療機関に提供し、女性医師キャリア支援の普及促進を図った。	20,608	16,141	78.3%	20,454	10,698	52.3%	—	—	—	厚生労働省
<b>④</b>													
32	医学教育モデル・コア・カリキュラムの周知	医学教育モデル・コア・カリキュラムの中で、「医師として求められる基本的な資質」として、「(自己研鑽)男女を問わずキャリアを継続させて、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を有すること」を記載しており、各大学における医学教育の中でキャリア教育が推進されるよう、これを周知する。	全国医学部長病院長会議等の医学部関係者が集まる各種会議等において、各大学における医学教育の中でキャリア教育が推進されるよう周知・要請を行った。	—	—	—	—	—	—	医学教育モデル・コア・カリキュラムの周知	—	—	文部科学省
<b>(2) 国連など国際機関等で活躍する日本人(女性)の飛躍的増加</b>													
<b>①</b>													
33	国際機関の邦人職員増強	・JPO(Junior Professional Officer)派遣制度 将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を原則2年間、国際機関に派遣し、勤務経験を積ませることにより将来の正規採用への途を開く制度である。昨年度までは概ね30~40人を派遣していたが、今年度以降は前述の目標を達成すべく60名以上を派遣する予定。なお、2003年以降の派遣者のうち女性の割合は約70.8%となっている。 ・潜在的な候補者の発掘・育成 過去にJPOとして派遣され、現在は国際機関で勤務していない者への採用支援や広報の強化を図る。 国際機関採用プロセスで必要となるスキルを身につけるような研修等を実施する。 国内外における日本人留学生・社会人等に対するガイダンス、スーパーグローバルハイスクールや大学等における国際機関勤務経験者による講演を実施する。 また、次世代を担う世代が国連に関心を持ち、日本のこれまでの国連への貢献や国連の活動の重要性を認識する契機となる広報啓発活動を行う。具体的には、将来国際機関を目指す人材の育成に繋げるべく、若者を主なターゲットとした事業(高校生「国連検定」全国大会や小学生/中学生「国連壁新聞」全国大会等)を実施する。 潜在的に国際機関職員となり得る者が存在する関係府省と定期的に情報交換の場を設ける。	・JPO(Junior Professional Officer)派遣制度 平成27年度は65名(うち女性47名(72.3%))、28年度は54名(うち女性31名(57.4%))を派遣した。 ・潜在的な候補者の発掘・育成 JPO派遣経験者で、現在は国際機関で勤務していない者とも個別に連絡を維持することで採用支援を図っている。 JPO赴任前研修やアウトリーチミッション等の実施を通じて、履歴書の書き方や面接対策等、実践的な情報を関係者に提供している。 国内では平成27年度に80件、28年度には110件のガイダンスを実施。29年2月には国際機関の日本人職員増強の取組みを全国の中学校・高等学校等に周知し、結果、複数の学校からガイダンスの招請を受けた。国外では国際機関を目指す日本人留学生を主な対象として米国及び英国でガイダンスを定期的に実施している。 平成28年の我が国の国連加盟60周年の機会に、グローバル人材育成の一助とすべく、小学生/中学生「国連壁新聞」全国大会及び「日本と国連の将来」に向けた動画メッセージ・コンクールを実施し、8の個人・団体に賞を授与した。 関係府省連絡会議を数次に亘り開催し、連携強化に努めている。	1,657,773	1,656,524	99.9%	2,034,213	2,030,051	99.8%	—	50	99	外務省

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。

※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。

以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
34	「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」	平和構築・開発分野で活躍できる人材の増強を目的として、人材の発掘・育成・キャリア構築支援を包括的に行う。具体的には各種研修コース（エントリー・レベル、ミッドキャリア・レベル、JPO派遣者対象）、キャリア構築支援、国際機関等の人材ニーズ調査、海外の人材育成・訓練機関との関係強化及び広報・人材発掘を実施。	平成27年度事業は75名、28年度事業は72名の女性が参加した。	132,508	114,781	86.6%	130,743	130,682	99.9%	—	51	—	外務省
35	国際機関の邦人職員増強（33の再掲）	・JPO（Junior Professional Officer）派遣制度 将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を原則2年間、国際機関に派遣し、勤務経験を積ませることにより将来の正規採用への途を開く制度である。昨年度までは概ね30～40人を派遣していたが、今年度以降は前述の目標を達成すべく60名以上を派遣する予定。なお、2003年以降の派遣者のうち女性の割合は約70.8%となっている。  ・潜在的な候補者の発掘・育成 過去にJPOとして派遣され、現在は国際機関で勤務していない者への採用支援や広報の強化を図る。 国際機関採用プロセスで必要となるスキルを身につけるような研修等を実施する。 国内外における日本人留学生・社会人等に対するガイダンス、スーパーグローバルハイスクールや大学等における国際機関勤務経験者による講演を実施する。 また、次世代を担う世代が国連に関心を持ち、日本のこれまでの国連への貢献や国連の活動の重要性を認識する契機となる広報啓発活動を行う。具体的には、将来国際機関を目指す人材の育成に繋げるべく、若者を主なターゲットとした事業（高校生「国連検定」全国大会や小学生／中学生「国連壁新聞」全国大会等）を実施する。 潜在的に国際機関職員となり得る者が存在する関係府省と定期的に情報交換の場を設ける。	・JPO（Junior Professional Officer）派遣制度 平成27年度は65名（うち女性47名（72.3%））、28年度は54名（うち女性31名（57.4%））を派遣した。  ・潜在的な候補者の発掘・育成 JPO派遣経験者で、現在は国際機関で勤務していない者とも個別に連絡を維持することで採用支援を図っている。 JPO赴任前研修やアウトリーチミッション等の実施を通じて、履歴書の書き方や面接対策等、実践的な情報を関係者に提供している。 国内では平成27年度に80件、28年度には110件のガイダンスを実施。29年2月には国際機関の日本人職員増強の取組みを全国の中学校・高等学校等に周知し、結果、複数の学校からガイダンスの招請を受けた。国外では国際機関を目指す日本人留学生を主な対象として米国及び英国でガイダンスを定期的に実施している。 平成28年の我が国の国連加盟60周年の機会に、グローバル人材育成の一助とすべく、小学生／中学生「国連壁新聞」全国大会及び「日本と国連の将来」に向けた動画メッセージ・コンクールを実施し、8の個人・団体に賞を授与した。 関係府省連絡会議を数次に亘り開催し、連携強化に努めている。	1,657,773	1,656,524	99.9%	2,034,213	2,030,051	99.8%	—	50	99	外務省
②													
36	トビタテ！留学 JAPAN日本代表プログラム	・民間企業等の協力を得て、意欲と能力のある若者の海外留学を官民協働で支援。 ・派遣留学生として採用された学生等を対象に行われる事前・事後研修において、世界中で活躍している様々な分野の若手リーダーとして世界経済フォーラムで選出されるヤング・グローバル・リーダーズ（YGL）等を招へいし、国際的な活動内容や経験について講演を依頼。	・留学開始時期が平成27年度の派遣留学生を660名（第2・3期生）、28年度の派遣留学生を950名（第4・5期生）、29年度前期の派遣留学生を507名（第6期生）、選考により採用した。 ・平成27年度に15回、28年度に20回の事前・事後研修を実施し、世界経済フォーラムで選出された様々な分野の若手リーダーであるヤング・グローバル・リーダー（YGL）による講演・パネルディスカッションを行った。	—	—	—	—	—	—	民間企業・団体からの寄附金を活用	—	—	文部科学省
37	ジョイント・ディグリー	ジョイント・ディグリーは、我が国の大学が外国の大学と共同で一つの教育課程を編成し、その教育課程を修了した者に対して、共同で学位審査を行い、共同で1枚の学位記を授与するもの。 このために必要となる国際連携教育課程制度の要件等についての整理を行った。	国際連携教育課程制度の要件等の整理を行ったことを受けて、平成29年3月末時点で、4課程が外国の大学とのジョイント・ディグリーを導入している。なお、29年4月から、新規2課程が開設予定。	—	—	—	—	—	—	法令・制度改正	—	—	文部科学省
38	トビタテ！留学 JAPAN日本代表プログラム（36の再掲）	・民間企業等の協力を得て、意欲と能力のある若者の海外留学を官民協働で支援。 ・派遣留学生として採用された学生等を対象に行われる事前・事後研修において、世界中で活躍している様々な分野の若手リーダーとして世界経済フォーラムで選出されるヤング・グローバル・リーダーズ（YGL）等を招へいし、国際的な活動内容や経験について講演を依頼。	・留学開始時期が平成27年度の派遣留学生を660名（第2・3期生）、28年度の派遣留学生を950名（第4・5期生）、29年度前期の派遣留学生を507名（第6期生）、選考により採用した。 ・平成27年度に15回、28年度に20回の事前・事後研修を実施し、世界経済フォーラムで選出された様々な分野の若手リーダーであるヤング・グローバル・リーダー（YGL）による講演・パネルディスカッションを行った。	—	—	—	—	—	—	民間企業・団体からの寄附金を活用	—	—	文部科学省
③													
39	女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査	・国際社会で活躍する女性の増加、企業等における女性の管理職等の育成に向けて、海外における育成プログラム等の調査を実施。 ・当該取組の海外関係者も含め、国際社会及び企業で活躍する日本人女性リーダー育成に関する実践的なセミナー等を地方において試験的に施行し、その実施効果を検証する。	・役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けて、「女性役員登用の閣議決定目標『2020年10%』達成に向けて」（平成29年2月内閣府男女共同参画局）を取りまとめるとともに、女性リーダー育成モデルプログラムを開発した。 ・当該取組の海外関係者も含め、国際社会及び企業で活躍する日本人女性リーダー育成に関する実践的なセミナーを福岡において実施した。	—	—	—	9,847	7,999	81.2%	—	42	—	内閣府

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合(%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合(%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
<b>(3) 社会の安全・安心を確保する女性人材の育成拡大</b>													
<b>①</b>													
40	地方警察官採用募集活動に係る国の事業の強化	女性対象合同企業説明会へ参加し、都道府県警察と共に警察官の魅力・やりがいアピールするとともに、女子学生を対象とした女性警察官業務説明資料を作成し、当該説明会で活用したり、各都道府県警察に配布したりしている。	女性対象合同企業説明会へ参加し、都道府県警察の採用担当者と共に、警察官の魅力・やりがいをアピールした。さらに、女子学生を対象とした女性警察官専用パンフレットを作成し、当該説明会で活用したり、各都道府県警察に配布したりするなどした。	5,522	5,489	99.4%	3,150	3,018	95.8%	—	68	88	警察庁
<b>②</b>													
41	・女性消防吏員の更なる活躍推進	消防組織における女性吏員の活躍推進のために必要な方策等の検討を目的に、平成27年3月から7月まで、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」を開催。 検討結果を取りまとめた報告書を、同年7月29日に公表するとともに、検討会における検討結果を踏まえ、都道府県知事あてに、女性活躍推進のための積極的な取組を要請する通知を発送。消防吏員の女性比率を平成38年度当初までに5%に増加させることを全国の目標とし、各消防本部において、数値目標の設定による計画的な増員の確保、浴室・仮眠室等女性専用施設の計画的な整備などソフト・ハード両面での環境整備に積極的に取り組むよう要請。 さらに、現状では男性が圧倒的多数を占める消防組織において、女性消防吏員の増加、活躍推進を進めていくためには、まずは消防吏員を目指す女性を増加させる必要があることから、消防の仕事の魅力と女性が活躍できる職場であることを広くPRするため、以下の取組を行う。 ・これから社会人となる年齢層の女性に対する説明会の開催 ・消防の業務、女性消防吏員の活躍情報等を総合的に提供するポータルサイトの開設 ・アピール力のある広報媒体の製作	全国の消防吏員全体に占める女性消防吏員の割合は、平成29年4月1日現在、2.6%（速報値）で昨年より0.1ポイント増加。 平成38年度当初までに5%に引き上げるために各消防本部が設定する数値目標については、29年2月調査時点において733消防本部のうち、全体の65.8%に当たる482本部が設定済み。 平成28年度は、女子学生を対象とした職業説明会を全国8か所で開催し、計481名の女性が参加。また、消防庁ホームページに消防の業務や女性消防吏員の活躍の情報を総合的に提供するポータルサイトを開設した。さらに、消防本部で働いている女性消防吏員をモデルとしたポスターや消防の仕事内容や産休等の制度について紹介しているガイドブックを作成し、各消防本部に配布したほか、消防の魅力やPRするための映像をホームページ上に公開している。	—	—	—	47,362	46,067	97.3%	—	70	97	消防庁
42	・女性消防団員活性化大会 ・消防団加入促進支援事業 ・女性消防団員等の活躍加速支援事業	・全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動事例報告やパネルディスカッション等を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させる。 ・女性や若者をはじめとする消防団加入促進を目的とする取組について、都道府県及び市町村から提案を受け、その中から他の地域の参考となるような取組を委託調査事業として採択する。 ・地域防災力の充実強化を図るに当たり、女性消防団員等がその担い手として活躍することが求められていることから、女性消防団員等の活躍を進めるためのシンポジウムを全国各地で開催するなど、女性消防団員等の更なる活躍の気運を醸成する事業を実施する。	①全国女性消防団員活性化大会 平成28年度 北海道（28年6月3日）、27年度 佐賀県（27年10月29日） ②女性や若者をはじめとする消防団加入促進 平成28年度 49事業、27年度 27事業 ③女性消防団員等の活躍加速に向けた支援事業（平成28年度） ・地域防災力向上シンポジウム（全国6か所で開催） 京都府（28年9月3日）、徳島県（28年11月9日） 青森県（28年11月15日）、岐阜県（28年12月18日） 沖縄県（29年1月21日）、三重県（29年1月29日） ・女性消防団員等の活躍促進教材 女性消防団員の活動事例、消防団活動と職業や子育て等との両立、課題解消の事例及びインタビュー等を映像（DVD）としてまとめて自治体に配付。	55,730	48,120	86.3%	179,519	132,944	74.1%	—	69	98	消防庁
<b>③</b>													
43	女性刑務官の定着促進	女性刑務官の離職率が高いことについては様々な要因が考えられるところ、定着促進を図るためには複合的かつ総合的な対策が必要であることから、以下の施策に平行して取り組んでいる。 ・女性刑務官200人の増配置 ・採用広報活動の体系的・効果的な実施 ・受刑者と直接接する勤務箇所についての複数での勤務の実施 ・幹部職員と一般職員の意見交換会の実施 ・矯正局等上級官庁職員による若手職員の面接の実施 ・採用後1年未満の職員に対する相談・助言・指導等による支援	①女性刑務官200人の増配置 平成26年10月1日から28年10月1日までの間に130人の増配置を実現した。 ②採用広報活動の体系的・効果的な実施 約800か所の会場で延べ約1,400人の職員を派遣し、約7,500人の学生を対象に説明会を実施した。 ③半開放処遇居室棟における複数配置の実施 各施設の実情に応じて、夜間や休日の職員配置の増配置を行うなど、可能な範囲で対策を取っている。 ④幹部職員と一般職員の意見交換会の実施 ・開催回数 102回 ・延べ参加人数 幹部職員458人 一般職員746人 ⑤矯正局・矯正管区による効率化の推進、採用後1年未満の職員を含め若年職員の面接の実施 実地監査を実施した18施設において、46名の若手職員等との面接を実施した。	—	—	—	—	—	—	女性刑務官の採用枠の拡充等	—	—	法務省

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。

※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。

以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合(%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合(%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
<b>④</b>													
44	諸外国の女性軍人との交流（女性活躍シンポジウム）	女性軍人の占める割合が高く、また、女性軍人の活躍を進めている諸外国の女性軍人を交えたシンポジウムを開催し、各国の女性活躍施策や軍隊における女性の役割などについて意見交換等を行うことにより、今後の女性活躍施策の検討の資とするとともに、活躍する諸外国の女性軍人との交流により、女性自衛官の更なる意欲の向上や防衛省・自衛隊の女性活躍施策の対外的発信を図る。	平成29年2月に、女性の活躍について先進的な取組を行っている米国の女性軍人と女性自衛官等による、「自衛隊・在日米軍女性フォーラム」を開催し、女性活躍・ワークライフバランスに係る課題について意見交換等を行った。	—	—	—	1,599	939	58.7%	—	—	—	防衛省
<b>3. 女性活躍のための環境整備</b>													
<b>(1) 女性の活躍を支援する税制・社会保障制度等</b>													
45	女性が働きやすい制度等への見直し	関係大臣等において、引き続き以下に関する具体的取組の検討を進める。 税制については、平成26年11月に政府税制調査会総会において取りまとめられた「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」、27年11月に同調査会総会において取りまとめられた「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」や個人所得課税について「総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う」とされている骨太の方針2015等を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進めていく。社会保障制度については、年金機能強化法による被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大（平成28年10月施行）に加え、社会保障制度改革プログラム法や年金機能強化法附則に設けられた規定に基づき、28年10月の適用拡大の施行の状況や影響を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていくとともに、28年10月の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずる。また、配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使に対しその在り方の検討を促す。 以上の取組については、経済財政諮問会議等において、関係大臣等から進捗状況をフォローする。	税制に関しては、平成29年度税制改正において、女性を含め、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しを行うこととし、29年3月に所得税法等が改正された（30年1月施行）。 社会保障制度については、平成28年10月からの大企業で働く短時間労働者を対象とする被用者保険の適用拡大に加え、28年末に成立した年金改革法に基づき、29年4月から、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いたところ。また、更なる適用拡大については、年金機能強化法附則第2条に基づき、31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされており、引き続き検討を進めていく。 国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、平成28年11月に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が改正され、段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなどの見直しを行うこととされた（平成29年4月施行）。 民間企業における配偶者手当については、厚生労働省において「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」を取りまとめ、都道府県労働局等を通じて広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促した。	—	—	—	—	—	—	法令・制度改正	135	172	内閣府 財務省 厚生労働省 人事院
<b>(2) 長時間労働の削減等の働き方改革</b>													
<b>①</b>													
46	「地銀人材バンク」等の先進的な事例に関する情報収集・発信	地方銀行協会加盟64行の頭取で組織する「輝く女性の活躍を加速する地銀頭取の会」が平成27年4月に創設した「地銀人材バンク」等の先進的な事例について、関係省庁と連携し、各業界の実情を踏まえつつ、取組実態の把握や情報発信等を行う。	「地銀人材バンク」をはじめとする、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言賛同者による先進的な取組事例について、報告書の作成や内閣府男女共同参画局ホームページへの掲載等を行うことにより、取組実態の把握や情報発信等を行った。	—	—	—	—	—	—	—	40	—	内閣府
47	長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた取組の推進	長時間労働削減に向け、「働き方・休み方改善指標」の活用事例の収集・周知、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用した各企業への取組支援や、各労働局に配置している「働き方・休み方改善コンサルタント」による助言指導等を行うとともに、全国的労使団体や業界のリーディングカンパニーに直接働きかけを行い、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直しに取り組むよう、働きかけ等を検討している。	長時間労働削減・年次有給休暇取得促進に向け、「働き方・休み方改善指標」活用事例を用いて取組事例集を作成し、業界団体や都道府県、労働局等に周知を行った。さらに、働き方・休み方改善ポータルサイトでは、診断・事例検索等のメニューを提供し、企業の働き方改革への取組を支援している。また、各労働局に配置している「働き方・休み方改善コンサルタント」による助言指導等を行うとともに、全国的労使団体や業界のリーディングカンパニーへの働きかけを実施している。	1,368,016	781,218	57.1%	1,967,379	833,454	42.4%	法令・制度改正	4	1	厚生労働省
<b>②</b>													
48	女性活躍、働き方改革推進等のための体制整備	「女性活躍加速のための重点方針2015」の趣旨を踏まえて効果的な対応をするため、都道府県労働局において効果的・機動的に対応できる体制を整備する。	「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策を効果的に推進するため、平成28年4月に都道府県労働局の組織を見直し、雇用環境・均等部（室）を設置した。	—	—	—	—	—	—	厚生労働省組織規則を改正	—	—	厚生労働省
<b>③</b>													
49	公共調達におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みの導入	仕事と生活の調和連携推進・評価部会において平成27年12月に取りまとめられた報告書を踏まえつつ、引き続き関係府省との調整を進めながら、女性の活躍推進に向けた公共調達の活用に関する取組指針の策定等を検討する。	平成28年3月に、すべての女性が輝く社会づくり本部において「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（以下「取組指針」という。）が決定され、国の調達のうち、総合評価落札方式等によるものにおいて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を開始。 国の全機関（26機関）が、「取組指針」に基づく取組の実施スケジュールを公表し、平成28年度から取組を開始。うち、28年度中に全面实施（WTO対象事業は除く。）した機関は、19機関。	—	—	—	—	—	—	女性の活躍推進に向けた公共調達の活用に関する取組指針の策定等を実施。	17	36、37、38、39、	内閣府

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し 番号	該当施策名	該当施策の概要  (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況  (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額  (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額  (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
<b>(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応</b>													
<b>①</b>													
50	子ども・子育て支援新制度の実施	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設 ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実	・子ども・子育て支援の充実として待機児童解消などの「量的拡充」と「質の向上」を図るための取組を実施。 ・具体的には、待機児童解消加速化プランに基づき、各自治体の取組により、平成25年度から29年度末までの5年間で合計約48.3万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいます。 ・さらに、平成28年度から実施している企業主導型保育事業においては、29年3月末時点において定員ベースで約2万人分の助成を決定。	712,466,249	682,827,285	95.8%	769,926,418	755,212,708	98.1%	—	117	157、159	内閣府
51	子どもの事故防止に向けた取組	消費者庁においては、関係法令等に基づき関係行政機関等（教育・保育施設等を含む）から消費生活上の事故情報を収集している。また、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため、消費者への注意喚起等を実施している。 また、消費者事故等の原因を究明し再発・拡大防止の知見を得るため、消費者安全調査委員会による調査等を実施している。 さらに子どもの事故防止に関する意識啓発の取組として、子どもの年齢毎に起こりやすい事故とその予防策をまとめた冊子等を作成し、保護者等への情報発信を行っている。	①「子どもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」の開催（平成28年6月、11月、29年3月） ②「子ども安全メール」による保護者等への情報発信（平成28年度51回配信） ③次の通り、消費者への注意喚起を実施 ・「ブラインド等ひもの事故に気をつけて」（平成28年6月） ・「0歳児の就寝時の窒息死に御注意ください」（平成28年10月） ・「暖房器具等での子どものやけど及びけがに気をつけましょう」（平成28年11月） ・「お子様用の玩具や乗り物は、安全面に気をつけましょう」（平成28年12月） ・「子どもの歯磨き中の喉突き事故などに気をつけましょう」（平成29年2月） ・「食品による子供の窒息事故に御注意ください」（平成29年3月） ④消費者安全調査委員会において、玩具による子供の気道閉塞事故の調査を実施（平成28年11月～）	189,532の内数	135,885の内数	—	183,061の内数	130,706の内数	—	—	26	54	消費者庁
52	育児・介護支援プラン導入プログラム事業	平成28年度予算案においては、中小企業における人材活用の促進、労働者（特に、期間雇用者）の育休取得及び育休取得後の円滑な職場復帰による継続就業を支援する「育休復帰支援プラン」の策定支援に加えて、対象を介護休業にも拡大することとしている。	育児プランナーによる「育休復帰支援プラン」の策定支援を行うとともに、平成28年度においては、対象を介護にも拡大し、労働者の仕事と介護の両立支援に取り組む中小企業を支援するため、「介護支援プラン」の普及促進や、介護プランナーによる策定支援を行った。	467,290	321,976	68.9%	1,175,862	647,999	55.1%	—	20-1、 20-2、 22	27	厚生労働省
53	中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース	育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に助成金を支給する。 平成28年度予算案においては、支給内容を拡充することとしている。	平成28年度においては、支給単価を引き上げるとともに、期間雇用者の正社員転換を推進するため、期間雇用者が育休から復帰するにあたって無期雇用又は正社員に転換した場合の加算措置を新設した。	309,400	194,850	63.0%	506,100	324,800	64.2%	—	—	26	厚生労働省
54	育休中・復職後等の能力アップのための訓練に対する支援	育休中や復職後等の労働者の職業能力開発を目的とする計画に基づいた訓練等を実施した事業主等に対する助成について、当該労働者が置かれている環境等を考慮した必要な措置を検討している。	育休中や復職後等の労働者の職業能力開発を目的とする計画に基づいた訓練等を事業主が実施した場合に、その経費や賃金の一部を助成している。	2,667,738の内数	2,637の内数	—	6,627,272の内数	5,361,484の内数	—	法令・制度改正	—	—	厚生労働省
55	女性のライフステージに対応した公的職業訓練の充実	育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、求職者支援訓練において、育児等と両立しやすい短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービスを新設するとともに、引き続き、公共職業訓練においてこれらの訓練設定を促進することを検討している。	公的職業訓練において、託児サービス支援付きの訓練コース及び短時間訓練コースを実施。 ・託児サービス付きの訓練コースについて、公共職業訓練において委託訓練では平成22年度から、施設内訓練では27年度から実施。 ・短時間訓練コースについて、公共職業訓練において平成27年度から実施。 ・求職者支援訓練においては、両コースを平成28年10月から実施。	42,746,626の内数	31,458,686の内数	—	40,363,697の内数	27,388,443の内数	—	法令・制度改正	55、56、 57、58	—	厚生労働省
56	・育児・介護休業法の見直し ・仕事と介護の両立支援事業 ・育児・介護支援プラン導入プログラム事業	育児・介護休業法については、労働政策審議会雇用均等分科会において建議が取りまとめられ、介護休業の分割取得等の見直しを行うこととしている。 仕事と介護の両立支援事業では、企業向け両立支援対応モデルに加え、介護に直面し休業を取得する労働者が発生した場合の個別対応モデルである「介護支援プラン」を構築し、その周知を図る。 また、育児・介護支援プラン導入プログラム事業では、「育休復帰支援プラン」の策定に加えて対象を介護休業にも拡大し、仕事と介護の両立支援事業で構築した「介護支援プラン」の普及促進を図る。	介護休業の分割取得等を含む改正育児・介護休業法については、平成28年3月に成立し、29年1月1日から施行した。 また、仕事と介護の両立支援事業において、新たに「介護支援プラン」を構築し、周知を行った。 育児・介護支援プラン導入プログラム事業では、「育休復帰支援プラン」に加えて、「介護支援プラン」の普及促進を図るため、育児・介護プランナーによる策定支援を行った。	514,506	364,864	70.9%	1,228,656	690,165	56.2%	法令・制度改正 ・改正育児・介護休業法が28年3月に成立し、29年1月に施行された。	19、 20-1、 20-2、 23	27	厚生労働省

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
57	育児と介護のダブル・ケアの実態に関する調査	ダブル・ケアを行っている者の人数・属性の把握のほか、インターネット・モニターへの意識調査によるダブル・ケア世帯が直面している困難、問題点等の整理を行う。	公的統計を用いたダブル・ケアを行う者の推計人口の把握及びインターネット・モニターへのアンケート調査を行い、平成28年4月に調査結果を公表した。	6,940	3,780	54.5%	—	—	—	—	—	—	内閣府
<b>②</b>													
58	企業における正社員転換等	非正規雇用労働者の実態等の把握を行うとともに、ハローワークによる正社員就職の促進やキャリアアップ助成金の拡充等による事業主支援等を通じて、正社員を希望する方の正社員化、非正規雇用で働く方の待遇改善等を進める。また、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対する支援を実施する。	平成28年1月に、厚生労働省正社員転換・待遇改善実現本部において、「正社員転換・待遇改善実現プラン」を決定した。プランに基づき、正社員転換等に係る数値目標を掲げつつ、キャリアアップ助成金の活用促進等を推進している。 また、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、平成31年度までの暫定措置として、キャリアアップ助成金の短時間労働者の労働時間延長コースを拡充するとともに、選択的適用拡大導入時処遇改善コースを創設した。	31,155,560	32,070,576	102.9%	44,515,168	51,418,568	115.5%	—	2	6	厚生労働省
59	短時間労働者均衡待遇啓発事業	・パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の周知・指導等により改正法の着実な履行確保を図る。また、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を表彰し、その取組を広く発信するとともに、教育訓練、正社員転換制度の整備、短時間正社員制度の導入に取り組む事業主を支援する。 ・正社員とパートタイム労働者の均衡のとれた賃金決定を促進するため、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を行う。	・パートタイム労働法に規定する措置について、都道府県労働局が事業主に対し、助言・指導を行った。また、事業主への支援として、パートタイム労働者活躍推進企業表彰を行い、受賞企業の事例集、雇用管理改善マニュアル等を活用しつつ、事業主の取組状況や関心に応じた各種セミナー・相談会を実施した。 ・職務分析・職務評価の導入支援・普及促進について、事業主による短時間労働者の均等・均衡待遇の実現のためのセミナー・コンサルティングを実施した。	752,846	631,699	83.9%	674,918	574,096	85.1%	—	1、3	5	厚生労働省
60	育児・介護休業法対策推進	育児・介護休業法が遵守されるよう、事業主及び労働者に対し、法の周知・徹底を図るほか、事業主に対する指導、労働者と事業主との間の紛争を迅速に解決するための調停等を行う。 また、企業において、育児・介護休業法に基づく両立支援制度が利用しやすい職場環境が整備されるよう支援を行う。	育児・介護休業法の履行確保のため、事業主及び労働者に対して法の周知・徹底を図ったほか、事業主に対する指導や、紛争の調停等を行った。 また、企業において、育児・介護休業法に基づく両立支援制度が利用しやすい職場環境が整備されるよう支援を行った。	425,670	420,905	98.9%	440,115	410,559	93.3%	—	—	25	厚生労働省
<b>③</b>													
61	中小企業・小規模事業者人材対策事業	地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握し、都市部の若手人材等や地域内外の女性・若者・シニア等多様な人材から、地域事業者が必要とする人材を発掘するとともに、地域事業者の魅力を発信し、マッチングを促進する。同時に、人材定着のための研修等も行い、人材確保の支援等を行う。	全国各地で、合同企業説明会や、中小企業と人材との交流会、新人定着研修等、地域の実情に合わせた多様なイベントを実施。平成28年度は、全国で1,035件のイベントを実施し、参加企業数は13,026社、参加求職者数は30,047人にのぼり、そのうち、580人が採用に至った。また、参加企業アンケートの結果、満足度89.3%となり、27年度の満足度76.0%を上回った。	7,008,110の内数	3,995,404	—	1,812,085の内数	944,218	—	—	—	—	経済産業省
62	中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース（53の再掲）	育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に助成金を支給する。 平成28年度予算案においては、支給内容を拡充することとしている。	平成28年度においては、支給単価を引き上げるとともに、期間雇用者の正社員転換を推進するため、期間雇用者が育休から復帰するにあたって無期雇用又は正社員に転換した場合の加算措置を新設した。	309,400	194,850	63.0%	506,100	324,800	64.2%	—	—	26	厚生労働省
<b>(4) 地域社会における女性の活躍推進</b>													
<b>①</b>													
63	「女性活躍推進のための基盤整備事業」のうち「女性起業家等支援ネットワーク事業」及び「ダイバーシティ普及アンバサダー事業」	女性起業家を支援するため、地域の金融機関、起業経験者、支援機関等のネットワークを構築し、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援につなげる。また、女性活躍推進等の優れた取組を行う企業を「ダイバーシティ経営企業100選」、「なでしこ銘柄」として選定・発信するとともに、「ダイバーシティ普及アンバサダー」（仮称）による普及啓発等を実施する。	女性起業家や起業を目指す女性を支援するため、延べ390の地域の金融機関、起業経験者、支援機関等からなるネットワークを全国10か所で形成し、全国各地で女性のニーズに応じたきめ細やかな支援ができる体制を整備した。また、女性活躍推進等の優れた取組を行う企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選」、「なでしこ銘柄」として選定するとともに、選定された企業が「ダイバーシティ普及アンバサダー」として全国各地で50回活動を行い、企業におけるダイバーシティ経営の具体的な実践手法の普及啓発活動を実施した。	—	—	—	175,026	164,580	94.0%	—	48、59	67、78	経済産業省

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し 番号	該当施策名	該当施策の概要  (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況  (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
				(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)			(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)						
②													
64	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」(平成27年12月24日閣議決定)の推進	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」(平成27年12月24日閣議決定)に盛り込まれた、地域における働き方改革や質の高い雇用の創出に向けた、各種の取組を推進する。	地方創生担当大臣の下、専門家から構成される「地域働き方改革支援チーム」について、平成28年2月26日に第1回、同年6月10日に第2回を開催し、 ・地域の企業や従業員を対象に、「働き方改革」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点の整備 ・民間人材を活用した「働き方改革アドバイザー」を養成・確保し、個別企業の求めに応じて、相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用へのアドバイス、セミナー開催等、きめ細かなアウトリーチ支援事業等、先進的な取組を決定。 また、都道府県単位で、地方公共団体や労使団体、金融機関などの地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」を開催し、 ・地域ごとの少子化・働き方の特性・課題の分析(「地域少子化・働き方指標」等を活用) ・上述の取組を中心とした「働き方改革」に向けた取組の検討 ・地方創生推進交付金を活用した「働き方改革」の取組実施の決定等を行った。 さらに、平成28年11月から12月にかけて、「地域働き方改革会議」の関係者を対象に地域ブロック単位で「働き方改革情報交換会」を開催し、各県の「働き方改革」の取組に関する意見・情報交換を実施。あわせて、地域の希望に応じて「地域働き方改革支援チーム」の構成員も派遣。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房
③													
65	地域女性活躍推進交付金	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。	都道府県(市区町村)を交付対象として、平成27年度においては86団体、28年度においては90団体に交付し、各団体が実施した事業内容を内閣府男女共同参画局のホームページに掲載し、横展開を図った。	698,828	634,837	90.8%	599,943	568,567	94.8%	—	49	80、81	内閣府
④													
66	地域における女性活躍推進モデル事業	地域の実情に合わせた女性の活躍促進に向けた先進的な取組を試行的に実践し、検証することで、その効果や課題を明らかにし、事業成果を広く共有することにより、モデル的な取組の他地域への横展開を図る。 具体的には、育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画やコミュニティビジネス・NPO等の立ち上げ等、女性の活躍促進に資する先進的な事業のうち、他の地域に横展開することが可能なノウハウの構築を目指した取組を実施する。	平成27年度においては5団体、28年度においては6団体と契約し、それぞれの団体が行った事業の内容について内閣府男女共同参画局のホームページに掲載し、モデル的な取組の横展開を図っている。	22,714	15,936	70.2%	22,616	16,579	73.3%	—	—	—	内閣府
67	グッドライフアワード(持続可能な社会のためのグッドライフ総合推進事業)	グッドライフアワードは、環境と社会に良い暮らし(=「エコでソーシャルな活動」)を表彰・普及するものである(平成25年度に創設)。 過去の環境大臣賞の受賞者(毎年10件)のうち、女性が代表を務める団体が約半数を占めており、女性が活躍する取組を表彰するとともに、環境活動のグッドプラクティスとして広く社会に情報提供を行っている。 今後とも、持続可能な社会の実現に向けて環境と社会に良い暮らしを普及する観点から、「環境と女性参画」の観点に着目した特別賞の創設など、環境活動における女性の参画・活躍を推進していくための取組の充実に努める。 なお、実行委員として、出産・育児分野の専門家も参加している。	平成28年度は、全国から140件の応募があり、うち10件を環境大臣賞、24件を実行委員会特別賞として表彰した。環境大臣賞10件のうち、2件が、女性が代表を務める団体であり、女性が活躍する取組を表彰するとともに、環境活動のグッドプラクティスとして広く社会に情報提供を行った。	20,803	19,278	92.7%	20,742	20,498	98.8%	—	—	—	環境省

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
 以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要  (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況  (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額  (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額  (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
⑤													
68	「もっと女性が活躍できる建設業」推進パッケージ（20の再掲）	「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を踏まえ、「5年以内に女性倍増」を実現するための官民挙げた取組の加速化を行うために、以下の施策を講じ、建設業での女性活躍における重点課題への総合的な対策を「パッケージ」として推進する。 ・企業・業界・行政等のネットワークが協働で行う地域ぐるみの女性活躍に向けた活動の更なる深化と定着の推進（継続） ・建設業の女性活躍を牽引する、次世代を担う女性リーダー層の育成・充実（新規） ・民間建設現場をはじめとした、女性技能者が働きやすいモデル工事現場への支援と普及推進（新規） ・他業界（メーカー等）のシーズ・アイデアと、建設業で働く女性のニーズをマッチングするプラットフォームを整備し、女性活躍に役立つ創意や工夫を取込（新規）	【平成27年度】 地域ぐるみの女性活躍に取り組む12の地域ネットワークに対して支援を実施。女性活躍推進の先進事例を取りまとめたケースブックを作成し、情報を発信。建設企業における女性活躍の取組実態調査を初めて実施。  【平成28年度】 女性活躍推進に取り組む経営者向け研修を8回実施。 女性リーダー育成プログラムを19名に対して実施。 建設業女性活躍応援キャンペーンを展開し、建設業の魅力や女性が活躍する姿等を発信。	50,000	49,966	99.9%	55,000	54,991	99.9%	—	39.72	94	国土交通省
69	自動車運送・整備事業の経営基盤強化	（トラック） トラガール促進プロジェクトサイトや事業者向けのパンフレットを活用して、業界の魅力のPRや経営者の啓発強化に取り組む。 また、女性トラックドライバー等の育成・定着を進めるための効果的な取組を調査し、これらの取組を取りまとめ、公表・周知を図る。 さらに、不規則な就業形態や長時間労働の解消を図るため、ITを活用した中継輸送の導入促進に向けた検討を行う。 （バス・タクシー） バス分野の取組として、若年層や女性の新規就労に資する取組をまとめたガイドラインを作成し、広く展開を図る。 また、バス、タクシー業界における、女性の採用拡大に向け、ホームページ等を用いた広報活動を行う。 （自動車整備） 自動車整備業はほとんどが男性の業種であったため、工具、機器に男性用、女性用の考え方はない。そのため、事業者が新しく「女性の体格にあった工具、機器等」の導入を検討しても、女性が活用しやすい工具、器具の判断基準がない。よって、既に活躍されている女性整備士等への聞き取り及び工具、機器メーカー等への調査により、女性が使いやすい工具、機器等の指針をとりまとめ、業界内に周知する。	（トラック） 女性トラックドライバー（トラガール）の活躍促進については、国土交通省ホームページにおける「トラガール促進プロジェクトサイト」等を通じて、トラガールの就労促進に向けた情報発信や普及啓発を行った。 また、中継輸送の導入促進については、中継輸送の普及・実用化に向けた実証実験モデル事業を実施し、同モデル事業の報告書及び中継輸送実施手順書のとりまとめ及び周知を行った。 （バス） バス運転士の魅力や業務内容、職場環境等を紹介する求職者向けのチラシ・リーフレットや採用にあたってのポイントをまとめた事業者向けの手引き書を作成した。 （バス・タクシー） バス・タクシーの仕事の魅力や女性・若年層の活躍事例等を紹介するサイトを開設した。また、国土交通省ホームページからもアクセスできるようリンクさせ、周知・広報を行った。 （自動車整備） 女性整備士からの聞き取り及び工具・機器メーカー等への調査を基に、女性が使いやすい工具、機器等の調査・分析報告書をとりまとめた。今後これに基づいて指針を作成し、業界内に周知する。	80,605の内数	66,798	—	91,390の内数	34,051	—	—	73	96	国土交通省
70	地域の経済・雇用を支える造船業の担い手の確保・育成（21の再掲）	女性を含め、造船業を目指す若者の拡大を図るべく、学生・生徒や教員が造船の「ものづくり」の魅力の理解を深めるための産学ネットワーク強化（インターンシップ等）のガイダンス作成、工業高校の造船学科の創設を後押しするための高校生向け新教材の作成に取り組む。	女性を含め、造船業を目指す若者の拡大を図るべく、学生・生徒や教員が造船の「ものづくり」の魅力の理解を深めるための産学ネットワーク強化（インターンシップ等）のガイダンス作成及び工業高校の造船学科の創設を後押しするための高校生向け新教材の作成を実施した。	96,628の内数	89,174の内数	—	88,000の内数	83,581の内数	—	—	75	95	国土交通省
71	・女性消防団員活性化大会 ・消防団加入促進支援事業 ・女性消防団員等の活躍加速支援事業（42の再掲）	・全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動事例報告やパネルディスカッション等を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させる。 ・女性や若者をはじめとする消防団加入促進を目的とする取組について、都道府県及び市町村から提案を受け、その中から他の地域の参考となるような取組を委託調査事業として採択する。 ・地域防災力の充実強化を図るに当たり、女性消防団員等がその担い手として活躍することが求められていることから、女性消防団員等の活躍を進めるためのシンポジウムを全国各地で開催するなど、女性消防団員等の更なる活躍の気運を醸成する事業を実施する。	①全国女性消防団員活性化大会 平成28年度 北海道（28年6月3日）、27年度 佐賀県（27年10月29日） ②女性や若者をはじめとする消防団加入促進 平成28年度 49事業、27年度 27事業 ③女性消防団員等の活躍加速に向けた支援事業（平成28年度） ・地域防災力向上シンポジウム（全国6か所で開催） 京都府（28年9月3日）、徳島県（28年11月9日） 青森県（28年11月15日）、岐阜県（28年12月18日） 沖縄県（29年1月21日）、三重県（29年1月29日） ・女性消防団員等の活躍促進教材 女性消防団員の活動事例、消防団活動と職業や子育て等との両立、課題解消の事例及びインタビュー等を映像（DVD）としてまとめて自治体に配付。	55,730	48,120	86.3%	179,519	132,944	74.1%	—	69	98	消防庁

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省	
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)		
72	多様な担い手育成事業	女性林業従事者のネットワーク化、女性林業従事者の抱える問題の実態把握・解決等を実施。	女性林業従事者のネットワーク化を図るため、全国林業女性交流会を実施するとともに、女性林業者への情報提供や女性林業者への安全研修会、女性を対象とした林業説明会・体験会を実施した。 また、女性林業従事者の抱える問題の実態把握を行うとともに、解決策等を検討した。	57,873の内数	57,873の内数	—	42,128の内数	42,128の内数	—	—	—	84	農林水産省	
73	鳥獣保護管理の担い手確保促進事業	本事業においては、狩猟免許の取得促進を目的とした「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を開催し、狩猟に関するテーマトークや若手ハンターによるパネルディスカッションのほか、ジビエ料理の試食会、会場での関連ブース出展等により、狩猟の魅力と社会的役割について、主に若い世代を中心に普及啓発している。平成24年度から全国27か所で開催しており、これまで6,300人を越える方々に参加いただいた。 28年度については、当該フォーラムの開催箇所数を増やすとともに、トークセッションやパネリストに女性ハンターも積極的に参加してもらうことによって、女性の参画・活躍を拡大していくための取組の充実に努める。	本事業においては、狩猟免許の取得促進を目的とした「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を開催し、狩猟に関するテーマトークや若手ハンターによるパネルディスカッションのほか、ジビエ料理の試食会、会場での関連ブース出展等により、狩猟の魅力と社会的役割について、主に若い世代を中心に普及啓発している。平成24年度から全国30か所で開催しており、これまで7,600人を越える方々に参加いただいた。 平成29年度については、トークセッションやパネリストに女性ハンターも積極的に参加してもらうことによって、女性の参画・活躍を拡大していくための取組の充実に努める予定。	69,506の内数	85,025の内数	—	72,471の内数	65,711の内数	—	—	—	—	環境省	
<b>(5) 家事・育児など家庭生活における男性の主体的参画の促進</b>														
<b>①</b>														
74	仕事と生活の調和 男性の家庭生活への参画促進に関する調査研究	調査の詳細については、仕事と生活の調和連携推進・評価部会における議論等も踏まえつつ今後検討。	「主に男性の家事・育児等への参画に向けた仕事と生活の調和推進のための社内制度・マネジメントのあり方に関する調査研究」を実施し、報告書を取りまとめるとともに事例集を作成して広く発信した。	—	—	—	6,118	7,344	120.0%	—	—	25	42、43	内閣府
75	男性の配偶者の出産直後等の休暇取得の促進による男性の育児参画の推進	男性の配偶者の出産直後の休暇取得、男性の家事・育児参画を促すため、シンポジウムの開催や啓発ツールを通して一般男女に向けて働きかけを行い、社会全体の機運醸成を図っていく。 ・シンポジウムの開催（実際に産後すぐに男性が休暇を取得した事例の紹介や、男性の家事・育児参画、仕事と子育て・家庭の両立について等情報発信を行う） ・啓発ツールの制作・配布（男女がそれぞれ家事・育児、休暇の取得について考えるきっかけにつなげる）	配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上以上の休みを取得した男性の割合を平成32年には80%にすることを目標として、男性が「子供が生まれる日」、「退院する日」、「出生届を出す日」などに休暇を取得することを促進する「さんきゅうパパプロジェクト」を推進している。 具体的には、晩産化や共働き夫婦の増加などによるライフスタイルの変化とともに、出産や子育てが多様化しつつある中で、妊娠・出産・子育てに際して、男性ができることを考えるきっかけとなるよう「ハンドブック『さんきゅうパパ準備BOOK』」を作成し、フォーラムや各種のイベントにおいて地方公共団体、企業・団体の人事部門・管理部門の担当者や、子育て中の父親・母親等に対して配布すること等により理解の促進を図った。	—	—	—	12,097	32,750の内数	—	—	—	21	53、56	内閣府
76	・男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト） ・出生時両立支援助成金	「イクメン企業アワード」や参加型の公式サイトなどを通じて男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成を図るとともに、企業及び個人に対し育児と仕事の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の育児と仕事の両立の促進を図る。来年度予算案においては、企業への働きかけの強化、ホームページの運営の拡充等を行う。 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、配偶者の出産後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が発生した事業主に助成する。	男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成及び男性の仕事と育児の両立の促進を図るため、「イクメン企業アワード」の実施や公式サイトの運営等に加え、平成28年度においては、企業が研修等に活用できる資料の作成や、公式サイトの構成の見直し・スマートフォンへの対応を行った。 平成28年度において、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主に対して助成する「出生時両立支援助成金」を創設した。	49,895	42,550	85.3%	1,244,303	1,007,188	80.9%	—	—	18	53	厚生労働省
<b>②</b>														
77	男性の家事・育児等参加応援事業	・国と地方公共団体が主催してイベントを開催。（国の施策を発信。地域において家事・育児に参画している男性本人の取組や、家族、職場等の取組の紹介。） ・「家事メン月間(仮称)」の企画、効果的な普及手段（キャンペーンに使用するポスター、キャッチフレーズ等）を有識者が検討する委員会を開催。 ・インターネット等の啓発広報を展開する。 ・上記の施策を実施して総合的に推進し、国民の気運を醸成する。 ・特に若年層に対して効果的に啓発を行う。	・広報ツール「夫婦が本音で話せる魔法のシート ○○家作戦会議」を作成し、内閣府主催のワークショップを実施（平成28年10月23日 市ヶ谷） ・朝日新聞社主催・内閣府後援「WORKO！2016」イベント内セミナーの実施（平成28年11月6日 日本橋） ・NPO法人ファザーリングジャパン主催の「ファザーリング全国フォーラム」（内閣府後援）において、イベント内ワークショップの実施（平成28年11月12日 山形市） ・WAFJP関東（女性FPの会）主催、内閣府男女共同参画局後援による「FPのための『夫婦が本音で話せる魔法のシート○○家作戦会議』活用法」の実施（平成29年2月5日 表参道） ・「男性の家事・育児参画コンセプトポスター」の作成	—	—	—	13,313	11,805	88.7%	—	—	24	51、52	内閣府

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
78	男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進による男性の育児参画の推進(75の再掲)	男性の配偶者の出産直後の休暇取得、男性の家事・育児参画を促すため、シンポジウムの開催や啓発ツールを通して一般男女に向けて働きかけを行い、社会全体の機運醸成を図っていく。 ・シンポジウムの開催(実際に産後すぐに男性が休暇を取得した事例の紹介や、男性の家事・育児参画、仕事と子育て・家庭の両立について等情報発信を行う) ・啓発ツールの制作・配布(男女がそれぞれ家事・育児、休暇の取得について考えるきっかけにつなげる)	配偶者の出産後2か月以内に半日又は1日以上以上の休みを取得した男性の割合を平成32年には80%にすることを目標として、男性が「子供が生まれる日」、「退院する日」、「出生届を出す日」などに休暇を取得することを促進する「さんきゅうパパプロジェクト」を推進している。 具体的には、晩産化や共働き夫婦の増加などによるライフスタイルの変化とともに、出産や子育てが多様化しつつある中で、妊娠・出産・子育てに際して、男性ができることを考えるきっかけとなるよう「ハンドブック『さんきゅうパパ準備BOOK』」を作成し、フォーラムや各種のイベントにおいて地方公共団体、企業・団体の人事部門・管理部門の担当者や、子育て中の父親・母親等に対して配布すること等により理解の促進を図った。	—	—	—	12,097	32,750の内数	—	—	21	56	内閣府
79	男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト)(一部76の再掲)	「イクメン企業アワード」や参加型の公式サイトなどを通じて男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成を図るとともに、企業及び個人に対し育児と仕事の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の育児と仕事の両立の促進を図る。 来年度予算案においては、企業への働きかけの強化、ホームページの運営の拡充等を行う。	男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成及び男性の仕事と育児の両立の促進を図るため、「イクメン企業アワード」の実施や公式サイト等の運営等に加え、平成28年度においては、企業が研修等に活用できる資料の作成や、公式サイトへの構成の見直し・スマートフォンへの対応を行った。	49,895	42,550	85.3%	69,803	66,988	96.0%	—	18	—	厚生労働省
<b>(6) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備</b>													
<b>①</b>													
80	ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト	ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトに基づき、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するため、自治体窓口のワンストップ化の推進、子どもの居場所づくり、児童扶養手当の機能の充実、親の資格取得支援など、各種施策を組み合わせて効果的に支援することとしている。	(厚生労働省) ・相談窓口の体制整備や周知を図る「ひとり親家庭支援ナビ」の配布とともに、児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間とし、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制構築の支援。 ・ひとり親家庭の子供に対し、生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施。 ・児童扶養手当の第2子以降の加算額の最大倍増。 ・高等職業訓練促進給付金の支給期間の拡充(2年→3年)、養成機関における修業期間の緩和(2年以上→1年以上)等、ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実。 (法務省) ・養育費等の取決めについて解説したパンフレットを作成し、市区町村の窓口において離婚届書との同時交付を実施。 (内閣府・文部科学省) ・ひとり親家庭における保育園等の利用者負担額について、平成28年度予算において、年収360万円未満相当世帯は、第1子半額、第2子無償化を実現し、平成29年度予算において、更なる軽減措置の拡充のための予算を計上。 (内閣府) ・沖縄では、国が主導して、平成28年度より、緊急的・モデル的に子供が安心して過ごせる居場所の運営支援、子供の貧困に関する各地域の状況を把握し、支援を要する子とその世帯を関係機関につなぐ役割を担う「子供の貧困対策支援員」の配置を行っている。	(厚生労働省) 192,949,702	(厚生労働省) 174,693,877	(厚生労働省) 90.5%	(厚生労働省) 196,861,457	(厚生労働省) 180,114,869	(厚生労働省) 91.5%	—	103	143、144、146	内閣府 法務省 文部科学省 厚生労働省
<b>②</b>													
81	マタニティ・ハラスメントへの厳正な対応、体制整備等	「女性活躍加速のための重点方針2015」の趣旨を最大限に踏まえ、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」への厳正な対応、事業主等に対する説明会など「マタハラ未然防止対策キャラバン(仮称)事業」の実施について、平成28年度予算案に盛り込んだところ。	男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、上司・同僚による職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主に対し義務付けられたことを受け、平成29年1月の改正法の施行に向けて、28年9月から12月まで都道府県労働局において説明会の開催及びハラスメント対応特別相談窓口を開設し、改正法の周知を行った。 改正法施行後、労働者等からの相談対応や事業主に対する指導等を実施し、法の履行確保を図っている。	129,797	121,879	93.9%	187,372	173,132	92.4%	担当職員の増員(10名)	—	—	厚生労働省

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
 以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改革 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
82	マタニティ・ハラスメントの防止に向けた法的対応	<マタニティ・ハラスメントの防止に向けた法的対応> いわゆる「マタニティ・ハラスメント」の防止に向け、事業主の取組強化策について、労働政策審議会において検討した。今年の通常国会において男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正法案の提出を目指す。	男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法を改正し、上司・同僚による職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主に対し義務付けた。(平成29年1月1日施行)	—	—	—	—	—	—	法令・制度改革 ・改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法が平成28年3月に成立し、29年1月に施行された。	—	25	厚生労働省
③													
83	働きやすい職場環境形成事業	平成28年度には、パワーハラの予防・解決に向けたポスター等による周知・広報を引き続き実施するとともに、労使による職場のパワーハラ対策を更に推進するため、セミナーの開催や企業の取組の好事例集の作成等を通じて平成27年度に公表した「パワー・ハラスメント対策導入マニュアル～予防から事後対応までサポートガイド～」の普及徹底を図ること、また、労使の取組の実施状況を改めて把握するため、パワーハラに係る実態調査を実施することを予定している。	パワーハラの予防・解決に向けたポスターやリーフレットを作成し、関係団体に配布するなどして周知を実施した。また、平成28年7月に、パワー・ハラスメント対策導入マニュアル(第二版)や企業の取組の好事例集を作成し、同マニュアルについては、全国で開催する企業向けセミナーにおいて、活用・周知を図った。また、パワー・ハラスメントの発生状況や企業の取組状況などを把握するため「職場のパワー・ハラスメントに関する実態調査」を実施した。	119,963	92,404	77.0%	125,313	81,689	65.2%	—	—	—	厚生労働省
84	性犯罪に関する罰則の在り方について、法制審議会の審議結果を踏まえた必要な措置	現在、性犯罪に対処するための刑法の一部改正について、法制審議会において調査・審議中であるところ、同審議会の答申が得られた場合には、これを踏まえ必要な措置を講じる。	平成28年9月の法制審議会の答申を踏まえ、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出した。(なお、同法案は29年6月16日に成立し、同年23日に公布され、同年7月13日に施行された。)	—	—	—	—	—	—	法令・制度改革 ・平成27年11月から28年6月まで法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会において調査審議し、同年9月に法制審議会が答申。	83	104	法務省
85	検察官等に対する研修の充実等	検察官等に対する各種研修・協議会等において犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。	検察官等に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修の機会を通じ、犯罪被害者等支援に関する講義等を実施している。	—	—	—	—	—	—	—	84	142	法務省
86	性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進	ワンストップ支援センターにおいて、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、警察においても関係機関・団体との協力・連携を図る。	都道府県警察において、関係機関・団体と協定を結ぶなど、ワンストップ支援センターの開設に向けた協力・連携を図った。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	警察庁
87	関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進	性犯罪被害の潜在化防止のため、関係機関・団体と連携した取組を推進するほか、被害者等と接する警察官への教育を推進するとともに、警察による支援施策の周知を図る。	民間支援団体と連携した性犯罪被害者支援を推進するとともに、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」やリーフレット等の広報資料を作成・配布し、警察による犯罪被害者支援施策の周知を図った。	995の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	638の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	—	933の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	661の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	—	—	—	—	警察庁
88	性犯罪被害者支援に携わる人材の育成	・第一線の現場で被害者等と接する警察官に対する被害者等の心情に配慮するための教育の推進 犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者や部外有識者による講演会等を行っている。 ・カウンセリング技能を有する警察職員の活用 カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置し、平成19年度から、臨床心理士の資格を有する職員やその他の警察職員に対し、カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加の促進を図っている。 ・精神科医、カウンセラー等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用 都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士等に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。	・警察庁において、部外有識者等を講師とした被害者支援専科等を実施し、現場で被害者等と接する警察官に対して、被害者等の心情に配慮するための教育を推進した。 ・都道府県警察において、部内カウンセラー(臨床心理士等)の配置を推進するとともに、カウンセリング専科等の研修を実施し、カウンセリング技能の向上を図った。 ・都道府県警察において、部外カウンセラー(精神科医等)に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を実施した。	1,200の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	1,022の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	—	1,200の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	1,015の内数 (都道府県警察費補助金を除く)	—	—	—	—	警察庁

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
89	性犯罪被害者支援のための各種取組の推進	・女性警察職員による「性犯罪110番」等の相談体制の充実 性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。 ・初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等の公費負担制度の充実 平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊等に要する経費を公費で負担することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。 ・カウンセリング費用の公費負担制度の充実 一部の都県警察でカウンセリング費用の公費負担制度が運用されている。	・平成29年度における性犯罪相談専用電話窓口の運用開始に向け、準備を進めた。 ・都道府県警察において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の公費負担制度を整備し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。 ・警察庁において、平成28年度から新規に犯罪被害者等のカウンセリングに要する費用の公費負担制度のための予算措置をし、全国展開を進めている。	- (都道府県警察費補助金)	- (都道府県警察費補助金)	-	- (都道府県警察費補助金)	- (都道府県警察費補助金)	-	-	82	107,108	警察庁
90	性犯罪に対する厳正な対処等 (医療機関における性犯罪証拠採取セットの試行整備)	協力の得られる医療機関に対し、国費による性犯罪証拠採取セットをあらかじめ配備しておき、当該医療機関を受診した性犯罪の被害者のうち、警察への被害の届出を躊躇している者の身体から、当該医療機関の医師等をして必要があると認めるときに資料採取を行い、当該資料について警察への提出を求めるもの。 平成26年10月から5都道府県、平成27年12月からは10都道府県の医療機関において試行実施しており、平成28年度については、試行実施結果を踏まえつつ新たな配布先医療機関を選定するなどして、引き続き試行実施を継続するものとする。	警察において、平成26年度から28年度にかけて14都道府県へ性犯罪証拠採取キットを整備し、試行を実施した。	672	593	88.2%	672	593	88.2%	-	81	-	警察庁
91	性犯罪に対する厳正な対処等 (女性警察官の配置等、職員に対する研修の充実等)	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成27年4月現在7,505名を指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成28年度も、上記施策を推進する。	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成28年4月現在7,974名を指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。	-	-	-	-	-	-	-	-	109	警察庁
92	性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究	性犯罪被害者等のためのいわゆるワンストップ支援センターの開設や相談支援機能の強化等を計画する地方公共団体の取組を対象として、最長3か年の実証的調査研究を実施する。	平成26年度は地方公共団体9団体、27年度は19団体、28年度は21団体の取組を対象とした実証的調査研究を実施した。	100,009	74,503	74.5%	88,187	57,757	65.5%	-	-	-	内閣府
93	性犯罪被害者等支援体制促進事業	地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員及び性犯罪被害者等の支援機関の相談員を対象とする研修を実施する。	地方公共団体の職員に向けた研修を平成29年2月に1回(参加者37名)、性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした研修を同年1月から2月に計3回実施した(参加者計155名)。	-	-	-	8,986	5,970	66.4%	-	79	105、140	内閣府
94	地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進	地域の実情に応じて、以下の内容の事業を実施。 ・地域において犯罪被害者等の支援に携わる者に対して、犯罪被害者等施策に関する理解や基礎的知識について情報提供等を行うセミナー等の開催。 ・具体的な犯罪被害者等の支援に要する連携体制を、関係機関・団体を交えてシミュレートし、実践的なマニュアル・連絡網等の作成・構築。 ・関係機関・団体が共同で企画・運営し、地域の住民に支援体制等に関する周知を目的としたフォーラム等の開催等、効果的な広報啓発活動。	・犯罪被害者等の支援体制を整備するため、犯罪被害者等の支援に携わる者に対して犯罪被害者等施策及び犯罪被害者等に対する支援に関するワークショップを実施したり、関係機関・団体等と有機的に連携するためのツールを作成するための検討会を実施したりする等、各地方公共団体の問題意識に応じた事業を実施した。 【平成27年度】宮城県、和歌山県、横浜市、名古屋市 【平成28年度】山口県、沖縄県、横浜市 ・各地方公共団体の実情に応じて、地方公共団体等職員を対象に、犯罪被害者等施策の総合的な推進や、相談・情報提供に当たり必要となる基礎的知識・技術を習得するための研修等を実施した。 【平成27年度】大阪府、沖縄県、大阪市 【平成28年度】岩手県、大阪府、高知県 ※平成27年度まで内閣府で業務実施、28年度から警察庁に移管。	27,687	18,722	67.6%	19,815	10,272	51.8%	-	-	-	警察庁

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
95	DV 被害者等自立生活援助モデル事業	DV シェルターを運営するNPO 法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証する。	平成28年度DV被害者等自立生活援助モデル事業については、一時保護所等退所後のDV被害者等が地域で自立していくために必要な支援（家庭訪問、同行支援、就業支援等）を委託して実施（1か所）	11,683,491の内数	6,084,389の内数	—	12,169,218の内数	9,516,736の内数	—	—	—	—	厚生労働省
96	PTSD対策専門研修（PTSD・思春期精神保健対策事業）	精神科医療及び精神保健福祉業務に従事している者に対し、専門的な養成研修を実施。	平成29年2月に、精神科医療及び精神保健福祉業務に従事している者に対してPTSD対策専門研修を実施し223人が参加した。	7,454の内数	7,454の内数	—	6,709の内数	6,709の内数	—	—	—	—	厚生労働省
97	警察庁職員・地方警察官の増員及び警察庁組織改正	平成27年度においては、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策の強化のため、警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。平成28年度概算要求においても、同様に、警察庁職員及び地方警察官の増員要求を行うとともに、ストーカー対策推進室の設置を要求した。	平成28年度及び29年度において、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策の強化のため、警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。	—	—	—	—	—	—	平成28年度及び29年度において、警察庁職員及び地方警察官の増員を盛り込んだ予算が成立。	86	124	警察庁
98	ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品の貸出し	平成27年度においては、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等による被害を防止するため、27年度地方財政計画において、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案による被害の防止に資する物品の貸出しに要する経費が盛り込まれた。平成28年度においても、引き続き28年度地方財政計画において、当該経費を盛り込んだ。	ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等による被害を防止するため、平成28年度地方財政計画において、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案による被害の防止に資する物品の貸出しに要する経費を盛り込んだ。29年度についても、引き続き28年度地方財政計画において、当該経費を盛り込んだ。	—	—	—	—	—	—	地方財政計画において措置	86	124	警察庁
99	ストーカー被害者の支援及び加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ	平成27年度においては、 ・被害者の一時避難及び必要な資機材の整備に係る都道府県への一部補助 ・ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法についての調査研究等を実施している。 平成28年度においても、引き続き当該経費の補助に係る予算を要求するとともに、新たに当該調査研究の結果を踏まえ、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する経費を計上した。	警察では、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設への一時避難にかかる費用について、公費で負担することとしている。 また、平成26年度から、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究を実施してきたところ、その結果を踏まえて、28年度から、警察官が地域精神科医等から加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進している。	63,286 (都道府県警察費補助金を除く)	45,016 (都道府県警察費補助金を除く)	71.1%	6,965 (都道府県警察費補助金を除く)	1,091 (都道府県警察費補助金を除く)	15.7%	—	86	124	警察庁
100	婦人保護事業	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 ストーカー行為等の相手方への支援については、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年10月3日に施行されたことにより、婦人保護事業の対象として明確に位置付けられたところであり、適切な保護・支援を行うこととしている。	「婦人相談所が行う一時保護の委託について」の一部改正について（平成28年3月31日局長通知）でストーカー被害者の一時保護委託が可能であることを明記。 相談窓口の周知として、婦人相談所のホームページ等に分かりやすく明示。	13,891,932の内数	8,089,021の内数	—	14,409,189の内数	11,489,656の内数	—	—	90	—	厚生労働省
101	ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成	関係省庁及び有識者からなる検討委員会を設置し、ストーカー事案に係る効果的な支援を行うためのマニュアルを作成し、地方公共団体及び被害者支援機関に配布する。	関係省庁及び有識者からなる検討会を平成28年6月から29年3月に計5回開催し、ストーカー事案に係る効果的な支援を行うための指針の内容や活用方法等の検討を行った。マニュアルについては、29年中に配布予定。	—	—	—	4,038	1,675	41.5%	—	85	—	内閣府
102	警察庁組織改正	平成27年度においては、ストーカー対策推進室の設置を要求した。平成28年度概算要求においても、同室の設置を要求した。	平成28年度及び29年度において、ストーカーを始めとする人身安全関連事案対策の担当課の職員の増員等により、体制を強化した。	—	—	—	—	—	—	—	86	124	警察庁
103	ストーカー被害防止のための、ポータルサイト、リーフレット及びDVDの作成・配布	平成27年度においては、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増幅を図るためのポータルサイト、リーフレット及びDVDの作成等を行っている。 平成28年度においても、学校等で用いる生徒対象啓発パンフレットの作成等に係る予算を計上しており、今後もこれらの広報資料を活用しながら、女性の被害防止のための広報啓発を行う。	警察では、若年層のストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材の作成、ストーカー事案に関する情報を発信するためのポータルサイトの作成等の広報啓発を推進している。	19,924	19,384	97.3%	7,876	6,184	78.5%	—	86	124	警察庁

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。

※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。

以下参照：<http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要  (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況  (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額  (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額  (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
104	情報発信活動の推進と防犯教室の実施	警察では、各都道府県警察等のウェブサイトや電子メール等を活用して、女性が被害に遭った事案等の情報を地域住民に提供するなど、情報発信活動を推進している。また、企業や学校と連携して防犯教室を開催するなどして、女性の防犯意識の向上を図っている。今後もこれらの取組を実施する。	各都道府県警察等のウェブサイトや電子メール等を活用して、女性が被害に遭った事案等の情報を地域住民に提供するなどして、情報発信活動を推進した。また、企業や学校と連携した防犯教室を開催するなどして、女性の防犯意識の向上を図った。	—	—	—	—	—	—	都道府県警察における取組	95	—	警察庁
105	有害環境から児童を保護するための啓発資料の作成・配布	平成27年度においては、全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、インターネット利用の危険性や注意点をまとめた啓発用DVD（学齢別）及び保護者向けリーフレットを作成している。また、それらを保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ホームページ等にもそれぞれ掲載する。平成28年度においても保護者向けリーフレットを作成し、保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ホームページ等に掲載する。今後もこれらの広報資料を活用しながら、有害環境から児童を保護するための広報啓発を行っていく。	インターネット利用に係る児童の犯罪被害等を防止するため、インターネット利用の危険性や注意点をまとめた啓発用DVD、保護者向けリーフレット「STOP! ネット犯罪」等を作成し、警察庁ホームページ等に掲載するとともに、各都道府県警察に対し、データ配布を行い、これらを用いた積極的な啓発活動の推進を指示した。	6,864	6,815	99.3%	481	432	89.8%	—	96、97、98、99、100	111,112	警察庁
106	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットの作成・配布	平成27年度においては、出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットを作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて、女子中学生・高校生等に配布している。平成28年度においても、新たなリーフレットを作成・配布し、出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る被害防止のための広報啓発を行う。	平成27年度と同様に28年度においても、出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する犯罪被害を防止するためのリーフレットを作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて女子中学生・高校生等に配布し、広報啓発活動を行った。	2,605	2,580	99.0%	2,605	2,452	94.1%	—	100	112	警察庁
107	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。また、内閣府において平成22年3月に作成した予防啓発教材を一部改訂し、地方公共団体等に配布する。	教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等に向けた研修を、平成28年11月に計3回実施した（参加者計213名）。また、29年3月、予防啓発教材を一部改訂し、地方公共団体等に配布した。	5,264	2,340	44.5%	5,518	3,487	63.2%	—	94	139	内閣府
108	防犯教育の充実及び推進 (学校安全教室の推進)	学校における防犯教室をはじめとする学校安全教室の講師となる教職員に対する講習会等を実施し、教職員の指導力の向上を図るとともに、小学校低学年向けリーフレットを作成・配布することによる効果的な防犯教育の推進を支援。	都道府県教育委員会が実施する防犯教室をはじめとした学校安全教室の開催を促進・支援して、教職員の安全に関する指導力等の向上を図った。また、防犯教育を含む小学校低学年向けリーフレットを作成し、全国の小学校1年生に配布して、防犯に対する意識の向上を図った。	43,805の内数	8,952の内数	—	63,858の内数	25,330の内数	—	—	101	118	文部科学省

※1「2016（通し番号）」は、『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）』での施策の整理上の番号を示す。

※2「2017（通し番号）」は、『『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）』での施策の整理上の番号を示す。

以下参照：<http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要  (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況  (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省	
				歳出予算現額  (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額  (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)		
<b>4. 暮らしの質の向上のための取組</b>														
<b>(1) 暮らしの質の向上に資する空間づくり</b>														
<b>① 快適性・清潔性・安全性についての施策</b>														
<b>ア) 表彰・事例集の作成、トイレ情報の提供</b>														
109	日本トイレ大賞	内閣官房では、日本トイレ大賞を募集し、平成27年5月26日～7月20日までの間に378件の応募をいただき、うち28件を日本トイレ大賞として表彰。多くのメディアに取り上げられ、情報の発信を行った。 (なお、関係府省庁から関係団体に公募の周知・募集案件の選定を行った。)	内閣官房では、日本トイレ大賞を募集し、平成27年5月26日～7月20日までの間に378件の応募をいただき、うち28件を日本トイレ大賞として表彰。多くのメディアに取り上げられ、情報の発信を行った。 (なお、関係府省庁から関係団体に公募の周知・募集案件の選定を行った。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房 内閣府 文部科学省 国土交通省 環境省 他
110	被災者支援に関する総合的対策の推進経費	「避難所の確保と質の向上に関する検討会」で取りまとめを予定している「避難所における災害用トイレのモデルケース」の周知徹底を図る。また、避難所に生活相談窓口の設置・福祉等の人材確保に関するモデル事業を行うとともに、避難所の生活環境の質の向上に関するフォーラムを行う。	避難所の生活環境の整備等をどうするかについては、具体的には、地方公共団体において判断されるものであるが、内閣府としても、地方公共団体に対し、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン等を踏まえ、平時からの取組を進めるよう、様々な研修等の機会を通じて、促しているところ。	—	—	—	被災者支援に関する総合的対策の推進経費/関連予算 29,998の内数	被災者支援に関する総合的対策の推進経費/関連予算 9,180の内数	—	—	—	—	—	内閣府
111	ICTを活用した「トイレなび」作成の働きかけ	「トイレなび」に類似した取組を行っている企業・団体にイメージを示しつつ働きかけを行う予定。	日本トイレ大賞(通し番号109)において「トイレなび」に類似した取組を表彰等することにより企業・団体にイメージを示しつつ働きかけを行った。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房
<b>イ) トイレに関する「基本的な考え方」の提示</b>														
112	幹事会申し合わせの周知	トイレに関する「基本的な考え方」を関係府省庁から都道府県、関係団体に周知し、設置管理者である市町村への周知を依頼した(平成27年7月)。	トイレに関する「基本的な考え方」を関係府省庁から都道府県、関係団体に周知し、設置管理者である市町村への周知を依頼した(平成27年7月)。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	関係省庁
113	被災者支援に関する総合的対策の推進経費(110の再掲)	「避難所の確保と質の向上に関する検討会」で取りまとめを予定している「避難所における災害用トイレのモデルケース」の周知徹底を図る。また、避難所に生活相談窓口の設置・福祉等の人材確保に関するモデル事業を行うとともに、避難所の生活環境の質の向上に関するフォーラムを行う。	避難所の生活環境の整備等をどうするかについては、具体的には、地方公共団体において判断されるものであるが、内閣府としても、地方公共団体には、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン等を踏まえ、平時からの取組を進めるよう、様々な研修等の機会を通じて、促しているところ。	—	—	—	被災者支援に関する総合的対策の推進経費/関連予算 29,998の内数	被災者支援に関する総合的対策の推進経費/関連予算 9,180の内数	—	—	—	—	—	内閣府
114	興行場に係る構造設備等の基準の見直し	幹事会申し合わせで定めたトイレに関する「基本的な考え方」等を踏まえ、平成27年7月、興行場に係る基準条例準則の一部改正により、男性用便器と女性用便器の割合が原則同数となっていた基準を改め、都道府県等に対し、条例改正等所要の整備を求めるとともに、事業者に対する周知等を行うよう求めた。	改正内容を厚生労働省のホームページに掲載し、引き続き周知を図っている。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	厚生労働省
115	関係団体への見直しの要請	関係省庁と連携し、関係団体への周知など所要の措置を行う予定。	関係団体を通じて、取りまとめ報告書を会員に周知済み。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	経済産業省
116	トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等	女性の「暮らしの質」を高めるため、トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等を実施し、トイレの質の向上、利用環境の整備を図る。	学識経験者、子育て等関連団体及び施設設置管理者団体を構成員とする「女性が輝く社会づくりにつながるトイレ等の環境整備・利用のあり方に関する協議会」において、女性用トイレの行列解消や、授乳・調乳スペースの設置の促進、男女トイレのおむつ替えスペースの確保などの諸課題について、トイレ等の利用実態に関するアンケート調査の結果も踏まえ、それらの解決に向けて望ましい取組の方向性を取りまとめた。	—	—	—	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費 55,000の内数	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費 46,000の内数	—	—	—	—	—	国土交通省

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
 以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省	
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)		
<b>ウ) 学校や公園等のトイレ</b>														
117	都市公園・緑地等事業	地方公共団体が行う都市公園等の整備を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する。	地方公共団体が行う都市公園等の整備事業に対し、必要な費用の一部を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金により支援した。	社会資本整備総合交付金 1,158,218,315の内数 防災・安全交付金 1,612,938,329の内数	社会資本整備総合交付金 938,036,721の内数 防災・安全交付金 1,196,720,329の内数	—	社会資本整備総合交付金 1,273,453,998の内数 防災・安全交付金 1,767,993,192の内数	社会資本整備総合交付金 931,843,685の内数 防災・安全交付金 1,270,419,592の内数	—	—	—	—	国土交通省	
118	学校の施設整備に対する補助費	学校の設置者が行う学校施設の整備に対し、国が必要な費用の一部を補助する。	・公立学校施設整備 公立の小中学校等の設置者が行う学校施設の整備に対し、国が必要な費用の一部を補助した。 ・国立大学法人等施設整備 国立大学法人等の設置者が行う学校施設の整備に対し、国が必要な費用の一部を補助した。 ・私立学校施設整備 学校の設置者が行う学校施設の整備に対し、国が必要な費用の一部の補助を実施した。	公立学校施設整備費 155,497,551の内数 国立大学法人等施設整備費 92,406,670の内数 私立学校施設整備費 25,533,334の内数	公立学校施設整備費 102,245,893の内数 国立大学法人等施設整備費 73,934,754の内数 私立学校施設整備費 20,355,506の内数	—	公立学校施設整備費 260,149,391の内数 国立大学法人等施設整備費 81,061,147の内数 私立学校施設整備費 10,440,722の内数	公立学校施設整備費 108,683,046の内数 国立大学法人等施設整備費 52,221,314の内数 私立学校施設整備費 12,546,556	—	—	—	—	文部科学省	
119	幹事会申し合わせの周知(112の再掲)	トイレに関する「基本的な考え方」を関係府省庁から都道府県、関係団体に周知し、設置管理者である市町村への周知を依頼した(平成27年7月)。	トイレに関する「基本的な考え方」を関係府省庁から都道府県、関係団体に周知し、設置管理者である市町村への周知を依頼した(平成27年7月)。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	関係省庁
<b>エ) 公衆トイレの安全性の向上</b>														
120	安全安心まちづくりの推進	警察では、自治体関係部局、施設管理者等と協働しつつ、公衆トイレにおける照度の確保、防犯ヘルメットの設置等、犯罪抑止に配慮した公共施設等の環境設計を行うことにより、安全安心まちづくりを推進しており、今後も引き続きこの取組を実施していく予定である。	警察では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全安心なまちづくりを推進するため、防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めており、特に公衆トイレの各個室など犯罪発生危険が大きいものについては、できる限り防犯ヘルメットを設置するよう設置管理者等に働き掛けている。また自治体や、自治会、商店街等の地域住民による組織が公共施設や公共空間に防犯カメラを設置・管理するに当たっては、自治体、防犯設備の専門家等と協働しつつ、防犯カメラの適正かつ効果的な設置・管理のために必要な情報の提供、助言等を行っている。	—	—	—	—	—	—	都道府県警察への通達「安全安心まちづくり推進要綱」(平成12年制定、26年最終改正)	—	—	警察庁	
121	警察官による公衆トイレへの立ち寄り等の実施	警察では、これまで、公衆トイレについて犯罪発生等のおそれが認められる場合には、必要に応じ、警察官がパトロールの際に立ち寄り等を行ってきたところであり、今後も引き続きこの取組を実施していく予定である。	公衆トイレについて、犯罪発生等のおそれが認められる場合には、必要に応じ、警察官がパトロールの際に立ち寄り等を行い、公衆トイレの安全性の向上のための取組を推進している。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	警察庁	
<b>オ) トイレにおける広告掲出</b>														
122	幹事会申し合わせの周知	都道府県等に対し幹事会申し合わせを周知し、取組を促した。	都道府県等に対し平成27年7月3日付で「女性活躍加速のための重点方針2015の『4.暮らしの質の向上のための取組』について」の申し合わせを周知し、取組を促した。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房 関係府省 庁
123	DV被害者のための相談機関案内サービス	相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを行う全国共通のダイヤル(0570-0-55210)の広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する。さらに携帯カードをトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼する。	「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ)」の広報用携帯カードを平成27年度に4万枚印刷し、地方公共団体等へ配布した。	6,683の内数	1,885の内数	—	1,631の内数	766の内数	—	—	—	128	内閣府	

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
<b>カ) 女性の職域拡大に資するトイレ整備</b>													
124	トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等 (116の再掲)	女性の「暮らしの質」を高めるため、トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等を実施し、トイレの質の向上、利用環境の整備を図る。	学識経験者、子育て等関連団体及び施設設置管理者団体を構成員とする「女性が輝く社会づくりにつながるトイレ等の環境整備・利用のあり方に関する協議会」において、女性用トイレの行列解消や、授乳・調乳スペースの設置の促進、男女トイレのおむつ替えスペースの確保などの諸課題について、トイレ等の利用実態に関するアンケート調査の結果も踏まえ、それらの解決に向けて望ましい取組の方向性を取りまとめた。	—	—	—	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費 55,000の内数	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費 46,000の内数	—	—	—	—	国土交通省
125	(消防職員) ・女性消防吏員の更なる活躍推進  (消防団員) ・地方公共団体への技術的助言	(消防職員) ・消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会での検討結果を取りまとめた報告書を、公表するとともに各都道府県あてに発送。 また、検討会における検討結果を踏まえ、都道府県知事あてに、トイレも含めた職場環境の計画的な整備等、女性活躍推進のための積極的な取組を要請する通知を発送。 (消防団員) ・消防団の拠点施設を整備するに当たり標準的に整備することが必要な施設・機能として、女性用トイレ等を示したところ(平成26年3月)であるが、随時、地方公共団体からの相談を受け付けるとともに、支援方策について適切に周知を行っている。	(消防職員) ・消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会での検討結果を取りまとめた報告書を、平成27年7月に公表するとともに各都道府県あてに発送。 また、検討会における検討結果を踏まえ、27年7月、都道府県知事あてに、トイレも含めた職場環境の計画的な整備等、女性活躍推進のための積極的な取組を要請する通知を発送。 (消防団員) ・消防団の拠点施設を整備するに当たり標準的に整備することが必要な施設・機能として、女性用トイレ等を示したところ(平成26年3月)であるが、随時、地方公共団体からの相談を受け付けるとともに、支援方策について適切に周知を行っている。	—	—	—	—	—	—	—	70	97	消防庁
126	職場における女性用トイレの整備等	事務所における女性用トイレの設置数に係る労働安全衛生法に基づく衛生基準の遵守について、労働基準監督署による事業者への指導の徹底を図る。	平成27年6月30日付けで都道府県労働基準部長あてに「通達「事務所における女性用トイレの整備等の徹底について」」を発送し、事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)及び事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(平成4年労働省告示第59号)に基づき、男女別に区別すること、適切な便房の数の整備、清潔な状態への維持管理等について、集団指導等の際に徹底を図るよう通知している。	—	—	—	—	—	—	指導の徹底	—	—	厚生労働省
<b>② 国際貢献</b>													
<b>ア) ODAを活用した途上国支援等</b>													
127	ODAによる途上国のトイレ支援	インフラ未整備地域でも使用可能な環境配慮型トイレの導入、小学校における男女別トイレ棟の整備等のODAによる途上国のトイレ支援を実施する。	平成27年度はベトナム、カメルーン及びケニア等において、28年度はモンゴル、インド、スリランカ、ボリビア、ウガンダ、カメルーン及びケニア等において、途上国の教育施設や村落におけるトイレ支援をODAにより実施した。	無償資金協力 266,614,563の内数 JICA運営費交付金 154,036,000の内数	無償資金協力47,374 JICA運営費交付金 98,896	—	無償資金協力 162,904,000の内数 JICA運営費交付金 149,049,138の内数	無償資金協力76,084 JICA運営費交付金 93,449	—	—	—	—	外務省
128	緊急無償資金協力の実施	海外で発生した災害に対し、被災国又は国際機関等からの要請をふまえ、水・衛生分野を含む人道ニーズに対応した支援を行う。	平成27年度及び28年度において、ネパールやエクアドルにおける地震、ハイチにおけるハリケーン、シリア危機等の災害に対する緊急援助として、水・衛生分野の支援を含む11件の緊急無償資金協力を実施した。	無償資金協力 160,497,000の内数	503,360	—	無償資金協力 162,904,000の内数	723,000	—	—	—	—	外務省

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省	
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)		
<b>イ) WAW! 2015</b>														
129	「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(World Assembly for Women (WAW! 2015))	「トイレを通じた女性のエンパワーメントの実現」のスペシャル・セッションを設け、女性の安全や地位向上、QOLの向上にトイレが果たす役割について共有した。	「トイレを通じた女性のエンパワーメントの実現」のスペシャル・セッションを設け、女性の安全や地位向上、QOLの向上にトイレが果たす役割について共有した。	人権セミナー開催経費 85,362の内数	人権セミナー開催経費 75,077の内数	—	—	—	—	—	—	100	外務省 内閣官房	
<b>③成長戦略・経済成長</b>														
<b>ア) 国際規格の開発</b>														
130	「省エネルギー等国際標準共同研究開発・普及基盤構築事業」のうち「グリーン建材・設備製品に関する国際標準化・普及基盤構築」	建築物内のエネルギー消費削減に貢献するグリーン建材について、我が国の優れた建材・設備製品(窓、断熱材、水廻り製品等)などの省エネルギーに関連する性能を適切に評価するための国際標準を開発し、併せてASEAN等へ普及させる基盤の構築を図る。 温水洗浄便座については、IEC/TC59(Performance of household and similar electrical appliances)/SC59L (Small household appliances)において、日本がコンビーナ(主査)となってPT(Project Team)62947を運営し、PT会議や主要参加国との個別議論等を通じて規格原案の開発を進めているが、各国のコメントを踏まえた、ラウンドロビンテスト(各国の複数の試験機関で同一試料を用いて行う共同試験)の検証等による審議を行うため、2回目のCD(Committee Draft)の登録を行った。日本発の国際標準の獲得に向け、引き続きCDV登録を目指して規格原案の開発・検討を進める予定である。 節水トイレについては、ベトナム及びインドネシアを対象に、水廻り製品に関する標準化関連事項について、日本側の専門家による技術支援やセミナー等を行ったところ、ベトナムで、節水トイレのグリーンラベル認証制度を策定することになり、引き続き日本から支援を行う予定である。インドネシアでも、日本のJISをベースとした節水トイレのインドネシア国家規格制定の検討が開始された。	温水洗浄便座の国際規格開発の進捗については、IEC/TC59/SC59Lにおいて、日本がコンビーナ(主査)となってPT62947を運営し、PT会議や主要参加国との個別議論等を通じて規格原案の開発を進めているが、各国のコメントを踏まえた、ラウンドロビンテスト(各国の複数の試験機関で同一試料を用いて行う共同試験)の検証等による審議を行うため、2回目のCD(Committee Draft)の登録を行った。日本発の国際標準の獲得に向け、引き続きCDV登録を目指して規格原案の開発・検討を進める予定である。 節水トイレについては、ベトナム及びインドネシアを対象に、水廻り製品に関する標準化関連事項について、日本側の専門家による技術支援やセミナー等を行ったところ、ベトナムで、節水トイレのグリーンラベル認証制度を策定することになり、引き続き日本から支援を行う予定である。インドネシアでも、日本のJISをベースとした節水トイレのインドネシア国家規格制定の検討が開始された。	(温水洗浄便座の国際規格開発及び登録)	(温水洗浄便座の国際規格開発及び登録)	—	(温水洗浄便座の国際規格開発及び登録)	(温水洗浄便座の国際規格開発及び登録)	—	—	—	—	経済産業省	
131				(節水トイレの普及)	(節水トイレの普及)	—	(節水トイレの普及)	(節水トイレの普及)	—	—	—	—	—	—
<b>イ) 訪日外国人向け魅力発信</b>														
132	日本のトイレおもてなしプロジェクト	ホテルや空港等の公共施設に広く普及している日本の温水洗浄便座について、訪日外国人に快適・安全に使用してもらうために経済産業省としても実施母体である一般社団法人日本レストルーム工業会と協力して、関係機関への働きかけ等の支援を行う。主な支援策は以下のとおり。 ・多言語とイラストを交えた使用例を交えたパンフレット等の配布 ・日本レストルーム工業会ウェブサイトでの多言語による使用方法の紹介 ・リモコン操作部にある絵文字(ピクト)の国内標準化への取組	トイレ操作パネルにおける絵文字(ピクト)の国際標準化に向けた日本レストルーム工業会による取組を支援。 併せて、同工業会により以下の取組を実施済み。 ・ホテルや旅館のオーナー向け多言語パンフレットを作成し、ウェブ上で公開。 http://www.sanitary-net.com/news/news963 ・訪日外国人に向けたウェブサイト「NIPPON UTSUKUSHI TOILET」を開発し、日本のトイレの種類と使い方や、日本のトイレの特徴のひとつである温水洗浄便座や節水機器を多言語で紹介。その他にも、訪日外国人の方に役立つ情報を発信。 http://www.sanitary-net.com/utsukushitoilet/type/ ・トイレ操作パネルにおける絵文字の国内標準化を平成29年1月に決定。日本レストルーム工業会に加盟企業の29年度以降の新製品より順次採用。 http://www.sanitary-net.com/cms/wp-content/uploads/2017/01/170116_NR_fin.pdf	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一般社団法人日本レストルーム工業会の活動に対する支援	経済産業省
133	トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等(116の再掲)	女性の「暮らしの質」を高めるため、トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等を実施し、トイレの質の向上、利用環境の整備を図る。	学識経験者、子育て等関連団体及び施設設置管理者団体を構成員とする「女性が輝く社会づくりにつながるトイレ等の環境整備・利用のあり方に関する協議会」において、女性用トイレの行列解消や、授乳・調乳スペースの設置の促進、男女トイレのおむつ替えスペースの確保などの諸課題について、トイレ等の利用実態に関するアンケート調査の結果も踏まえ、それらの解決に向けて望ましい取組の方向性を取りまとめた。	—	—	—	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費 55,000の内数	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費 46,000の内数	—	—	—	—	国土交通省	
134	訪日プロモーション事業	JNTO(日本政府観光局)が運営する、日本の様々な魅力を動画で発信するウェブサイト「Discover the Spirit of Japan」に掲載されている動画の中で、日本の高機能トイレについても紹介。	海外の旅行博に出展した際に、「Discover the Spirit of Japan」の動画を放映する等、高機能トイレを含む日本の様々な魅力をPRした。	訪日プロモーション関連予算 8,027,930の内数	訪日プロモーション関連予算 7,874,868の内数	—	訪日プロモーション関連予算 8,482,282の内数	訪日プロモーション関連予算 8,229,948の内数	—	—	—	—	国土交通省	

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照: http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合(%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合(%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
<b>ウ) クールジャパン</b>													
135	「ジャパン・ハウス」の創設・運営等業務	オールジャパンの体制で日本の多様な魅力、「正しい姿」を発信し、知日派・親日派を育成する拠点として、世界主要都市において「ジャパン・ハウス」を創設。	オールジャパンの体制で、日本の多様な魅力、「正しい姿」を発信し、知日派・親日派を育成する拠点として、世界主要都市において「ジャパン・ハウス」を創設した。	ジャパン・ハウスの創設関連経費3,589,516の内数	3,589,516の内数	—	ジャパン・ハウスの創設関連経費4,223,422の内数	4,223,422の内数	—	—	—	—	外務省
136	株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）による出資	出資決定案件のうち、ジャパンモール事業は以下の2点。 ・マレーシアのクアラルンプール最大の繁華街で、三越伊勢丹の既存拠点をA S E A N初の全館クールジャパン仕様に刷新。 ・中国寧波市における、日系百貨店世界屈指の規模で、日系商材を前面に出した商業施設の新規出店支援。 これらの商業施設において、館内における高機能トイレの導入の検討を促進していく。	出資決定案件のうち、ジャパンモール事業は以下の2点。 ・マレーシアのクアラルンプール最大の繁華街で、三越伊勢丹の既存拠点をA S E A N初の全館クールジャパン仕様に刷新する事業（平成28年10月オープン）において、事業者が管理するトイレにウォッシュレット付きの高機能トイレを導入している。 ・中国寧波市における、日系百貨店世界屈指の規模で、日系商材を前面に出した商業施設の新規出店を行う事業（平成30年秋のオープンを目指す）において、館内における高機能トイレの導入を検討していく。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	経済産業省
137	新興国市場開拓等事業（ミッション・見本市等出展支援事業）	補助事業者を採択の上、以下の事業を対象4カ国において実施。 ・見本市等におけるブース出展又はイベントの企画・運営 ・見本市等又はイベントの出展者選定及び出展支援（出展企業に対し、見本市等においてブース出展等の場を提供） ・セミナー、商談会等の企画・運営 ・国内外でのP R活動支援 ・事業報告会の開催	補助事業者を採択の上、以下の事業を対象4カ国(インドネシア、トルコ、ベトナム、ロシア)において実施。 ・見本市等におけるブース出展又はイベントの企画・運営（平成28年1月16日～17日 ベトナムホーチミンにて「クールジャパン・ラウンジ」等） ・見本市等又はイベントの出展者選定及び出展支援（上記イベントにて16の応募のうち11採択）（出展企業に対し、見本市等においてブース出展等の場を提供） ・セミナー、商談会等の企画・運営（平成28年3月4日 ロシアにてマッチングイベント開催し現地企業の16社を招へい等） ・国内外でのP R活動支援（各国での出展に関する情報を専用WEBサイトにて発信。） ・事業報告会の開催（平成28年3月30日）。90名以上参加。	新興国市場開拓等事業費（ミッション・見本市等出展支援事業）800,000の内数	55,000	—	—	—	—	—	—	—	経済産業省
<b>④ 防災</b>													
<b>ア) 避難所のトイレの改善</b>													
138	被災者支援に関する総合的対策の推進経費（110の再掲）	「避難所の確保と質の向上に関する検討会」で取りまとめを予定している「避難所における災害用トイレのモデルケース」の周知徹底を図る。また、避難所に生活相談窓口の設置・福祉等の人材確保に関するモデル事業を行うとともに、避難所の生活環境の質の向上に関するフォーラムを行う。	避難所の生活環境の整備等をどうするかについては、具体的には、地方公共団体において判断されるものであるが、内閣府としても、地方公共団体に対し、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン等を踏まえ、平時からの取組を進めるよう、様々な研修等の機会を通じて、促しているところ。	—	—	—	被災者支援に関する総合的対策の推進経費/関連予算29,998の内数	被災者支援に関する総合的対策の推進経費/関連予算9,180の内数	—	—	—	—	内閣府
139	避難所となる学校施設の防災機能強化の促進	各教育委員会に対し、避難所に指定された学校について、防災担当部局と連携しつつ、災害時のトイレの確保を盛り込んだ「施設利用計画」の策定等を促すための事務連絡を发出予定。	各教育委員会に対し、避難所に指定された学校について、防災担当部局と連携しつつ、災害時のトイレの確保を盛り込んだ「施設利用計画」の策定等を促すための通知を平成27年11月に发出した。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	文部科学省
140	都市公園・緑地等事業（117の再掲）	地方公共団体が行う都市公園等の整備を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する。	地方公共団体が行う都市公園等の整備事業に対し、必要な費用の一部を社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金により支援した。	社会資本整備総合交付金1,158,218,315の内数 防災・安全交付金1,612,938,329の内数	社会資本整備総合交付金938,036,721の内数 防災・安全交付金1,196,720,329の内数	—	社会資本整備総合交付金1,273,453,998の内数 防災・安全交付金1,767,993,192の内数	社会資本整備総合交付金931,843,685の内数 防災・安全交付金1,270,419,592の内数	—	—	—	—	国土交通省

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
141	学校の施設整備に対する補助費 (118の再掲)	学校の設置者が行う学校施設の整備に対し、国が必要な費用の一部を補助する。	・公立学校施設整備 公立の小中学校等の設置者が行う学校施設の整備に対し、国が必要な費用の一部を補助した。 ・国立大学法人等施設整備 国立大学法人等の設置者が行う学校施設の整備に対し、国が必要な費用の一部を補助した。 ・私立学校施設整備 学校の設置者が行う学校施設の整備に対し、国が必要な費用の一部の補助を実施した。	公立学校施設整備費 155,497,551の内数 国立大学法人等施設整備費 92,406,670の内数 私立学校施設整備費 25,533,334の内数	公立学校施設整備費 102,245,893の内数 国立大学法人等施設整備費 73,934,754の内数 私立学校施設整備費 20,355,506の内数	—	公立学校施設整備費 260,149,391の内数 国立大学法人等施設整備費 81,061,147の内数 私立学校施設整備費 10,440,722の内数	公立学校施設整備費 108,683,046の内数 国立大学法人等施設整備費 52,221,314の内数 私立学校施設整備費 12,546,556	—	—	—	—	文部科学省
142	幹事会申し合わせの周知 (112の再掲)	トイレに関する「基本的な考え方」を関係府省庁から都道府県、関係団体に周知し、設置管理者である市町村への周知を依頼した(平成27年7月)。	トイレに関する「基本的な考え方」を関係府省庁から都道府県、関係団体に周知し、設置管理者である市町村への周知を依頼した(平成27年7月)。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	関係省庁
<b>イ) 避難所のトイレのモデルケースの提示</b>													
143	被災者支援に関する総合的対策の推進経費 (110の再掲)	「避難所の確保と質の向上に関する検討会」で取りまとめを予定している「避難所における災害用トイレのモデルケース」の周知徹底を図る。また、避難所に生活相談窓口の設置・福祉等の人材確保に関するモデル事業を行うとともに、避難所の生活環境の質の向上に関するフォーラムを行う。	避難所の生活環境の整備等をどうするかについては、具体的には、地方公共団体において判断されるものであるが、内閣府としても、地方公共団体に対し、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン等を踏まえ、平時からの取組を進めるよう、様々な研修等の機会を通じて、促しているところ。	—	—	—	被災者支援に関する総合的対策の推進経費/関連予算 29,998の内数	被災者支援に関する総合的対策の推進経費/関連予算 9,180の内数	—	—	—	—	内閣府
<b>⑤ 地方創生</b>													
<b>ア) 地方の公共トイレ改善に向けた好事例の発信</b>													
144	トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等 (116の再掲)	女性の「暮らしの質」を高めるため、トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等を実施し、トイレの質の向上、利用環境の整備を図る。	学識経験者、子育て等関連団体及び施設設置管理者団体を構成員とする「女性が輝く社会づくりにつながるトイレ等の環境整備・利用のあり方に関する協議会」において、女性用トイレの行列解消や、授乳・調乳スペースの設置の促進、男女トイレのおむつ替えスペースの確保などの諸課題について、トイレ等の利用実態に関するアンケート調査の結果も踏まえ、それらの解決に向けて望ましい取り組みの方向性を取りまとめた。	—	—	—	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費 55,000の内数	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費 46,000の内数	—	—	—	—	国土交通省
145	幹事会申し合わせの周知 (112の再掲)	トイレに関する「基本的な考え方」を関係府省庁から都道府県、関係団体に周知し、設置管理者である市町村への周知を依頼した(平成27年7月)。	トイレに関する「基本的な考え方」を関係府省庁から都道府県、関係団体に周知し、設置管理者である市町村への周知を依頼した(平成27年7月)。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	関係省庁
<b>イ) 広告収入を活用した地方の公共トイレの維持管理の強化。</b>													
146	幹事会申し合わせの周知 (122の再掲)	都道府県等に対し幹事会申し合わせを周知し、取組を促した。	都道府県等に対し平成27年7月3日付で「女性活躍加速のための重点方針2015の『4. 暮らしの質の向上のための取組』について」の申し合わせを周知し、取組を促した。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房 関係府省庁

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
 以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
<b>⑥ユニバーサルデザイン化の推進</b>													
147	トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等 (116の再掲)	女性の「暮らしの質」を高めるため、トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等を実施し、トイレの質の向上、利用環境の整備を図る。	学識経験者、子育て等関連団体及び施設設置管理者団体を構成員とする「女性が輝く社会づくりにつながるトイレ等の環境整備・利用のあり方に関する協議会」において、女性用トイレの行列解消や、授乳・調乳スペースの設置の促進、男女トイレのおむつ替えスペースの確保などの諸課題について、トイレ等の利用実態に関するアンケート調査の結果も踏まえ、それらの解決に向けて望ましい取組の方向性を取りまとめた。	—	—	—	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費 55,000の内数	総合的なバリアフリー社会の形成の推進に必要な経費 46,000の内数	—	—	—	—	国土交通省
148	国民公園・国立公園のユニバーサルデザイン対応の推進	国民公園・国立公園においては、ユニバーサルデザインに係るトイレ等の簡易な修繕、改修（サイン表示や段差の解消等）を速やかに実施する。また、施設の新設、再整備や大規模改修を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備を可能な範囲で実施していく。 さらに、あらゆる利用者の利便性、快適性の向上を図るため、情報提供等のソフト面の取組も推進する。	国立公園内のトイレにおいて、ユニバーサルデザインに対応した整備を実施。また、国立公園ホームページにおいてビジターセンター等の施設における多目的トイレ等ユニバーサルデザイン対応状況の表示等を行っている。	自然公園等事業費 10,996,594の内数	8,092,278の内数	—	自然公園等事業費及び国立公園におけるユニバーサルデザインプロジェクト事業費 20,812,340の内数	7,579,254の内数	—	—	—	—	環境省
<b>(2) 問題・課題を抱えた女性に対する情報提供と妊娠、出産、子育て、介護等に係る支え合い</b>													
<b>①問題・課題を抱えた女性に対する情報提供</b>													
<b>ア) 情報提供のワンストップサービス化</b>													
149	女性活躍促進に向けた情報システム構築	様々なライフステージにある女性のニーズに応える形で、国や都道府県、男女共同参画センター、NPO等の関連支援情報を集約・整理するなど、「女性活躍応援ポータルサイト」の継続的な情報更新及び機能拡充（検索機能の強化等）を行う。	主に国で実施する関連支援情報を集約・整理し、「女性活躍応援ポータルサイト」の継続的な情報更新を行った。また、支援施策を適切な項目に再配置するなど、必要な情報を調べやすくする工夫を行った。	13,474	7,487	55.6%	2,463	8,078の内数 ※他の事業と一括契約のため	—	—	—	—	内閣府
<b>イ) 情報・支援を必要とする者に係る積極的な情報提供</b>													
150	地方消費者行政推進事業	どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制のを全国的に整備するため、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援する。	地方消費者行政推進交付金を通じて、以下の取組を実施。 ・各地方公共団体において、高齢者や女性を含めた全ての消費者がどこに住んでいても質の高い消費生活相談を受けられるための体制を整備した。 ・近くの消費生活相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の電話番号「188」の周知等に係る地方公共団体の取組を支援した。	地方消費者行政推進交付金 5,000,000の内数	地方消費者行政推進交付金 4,453,871の内数	—	地方消費者行政推進交付金 5,000,000の内数	地方消費者行政推進交付金 4,469,098の内数	—	—	—	—	消費者庁
151	消費者月間事業	駅前広場等で消費者月間のポスター配布するとともに消費者ホットライン「188」の周知等により、消費者月間の広報を強化し、消費者月間シンポジウムの集客を増やすプロジェクトを実施。	5月の消費者月間に以下の散組を実施。 ・消費者月間ポスターを全国の地方公共団体等へ配布した。 ・消費者月間について、ホームページに掲載した。 ・全国各地で地方公共団体等の消費者月間関連事業の実施した。 ・消費者月間シンポジウムを開催した（平成28年5月30日）。	消費者に対する普及啓発事業 7,354の内数	消費者に対する普及啓発事業 7,354の内数	—	7,815の内数	7,815の内数	—	—	—	—	消費者庁
152	児童相談所全国共通ダイヤル「189」	全国どこから電話しても最寄りの児童相談所に繋がる児童相談所全国共通ダイヤル「189」を平成27年7月から実施している。	全国どこから電話しても最寄りの児童相談所に繋がる児童相談所全国共通ダイヤル「189」を平成27年7月から実施している。また、28年4月より利用者の利便性向上のため児童相談所につながるまでの音声ガイダンスの短縮等を行った。	417,432	407,250	97.6%	29,309	18,197	62.1%	—	—	—	厚生労働省
153	マイナンバー制度に係るDV被害者等向け情報提供	マイナンバー制度の政府の広報キャンペーンと併せて、関係省庁会議を開催して情報共有を行い、関係省庁を通じて、関係団体等とも連携し、DV、ストーカー行為等の被害者で住所地で通知カードを受け取れない者に対する居所情報登録申請手続を重要な周知ポイントの一つとして、広報・周知活動を展開している。	マイナンバー制度の政府の広報キャンペーンと併せて、関係省庁会議を開催して情報共有を行い、関係省庁を通じて、関係団体等とも連携し、DV、ストーカー行為等の被害者で住所地で通知カードを受け取れない者に対する居所情報登録申請手続を重要な周知ポイントの一つとして、広報・周知活動を展開した。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
154	DV被害者のための相談機関案内サービス	全国共通のダイヤル（0570-0-55210）を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関（配偶者暴力相談支援センター等）の電話に自動転送するサービスを実施。また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する。さらに携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人立ち寄り場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼する。	配偶者からの暴力について相談できる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため、「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）」を実施した。広報用携帯カードを平成27年度に4万枚印刷し、地方公共団体等へ配布した。	6,683	1,885	28.2%	1,631	766	47.0%	—	89	128	内閣府
155	女性に対する暴力をなくす運動	11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、女性に対する暴力をなくす運動ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、関係団体等に配布する。 また、運動期間中は東京タワーのパープルライトアップなどの広報啓発を行う。	平成28年度は、女性に対する暴力をなくす運動ポスター26,900枚、リーフレット61,500枚を作成し、地方公共団体や関係機関等に配布した。運動初日には、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワー及び東京スカイツリーをパープルにライトアップした。また、当該運動に対する協力・賛同企業や団体等に配布するため、パープルリボンピンバッジを5,000個作成した。	6,732	3,343	49.7%	6,676	3,559	53.3%	—	—	135	内閣府

②妊娠、出産、子育て、介護に係る地域、職場、家庭における「支え合い」

ア) マタニティ・ハラスメント対策

156	妊娠等を理由とする不利益取扱い等に関する実態調査	<妊娠等を理由とする不利益取扱い等に関する実態調査> 派遣労働者を含めた有期契約労働者の妊娠等を理由とする不利益取扱い等の実態について、正社員等無期契約労働者との比較において調査を行うもの。 ※女性に対する調査においては、①妊娠等を理由とする不利益取扱い等の経験の有無・内容、②それを経験した際の雇用形態・職場の特徴等を、企業に対する調査においては、育休・産休・母健措置の規定状況等について調査を実施。	・妊娠等を理由とする不利益取扱い等に関する実態調査について、平成27年9～10月に調査を行い、28年3月に調査結果を公表した。 ・本調査結果について、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正（平成29年1月1日施行）の検討のための基礎資料とした。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	厚生労働省
157	マタニティ・ハラスメントの防止に向けた法的対応（82の再掲）	<マタニティ・ハラスメントの防止に向けた法的対応> いわゆる「マタニティ・ハラスメント」の防止に向け、事業主の取組強化策について、労働政策審議会において検討した。今年の通常国会において男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正法案の提出を目指す。	男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法を改正し、上司・同僚による職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主に対し義務付けられたことを受け、平成29年1月の改正法の施行に向けて、28年9月から12月まで都道府県労働局において説明会の開催及びハラスメント対応特別相談窓口を開設し、改正法の周知を行った。	—	—	—	—	—	—	法令・制度改正 ・改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法が平成28年3月に成立し、29年1月に施行された。	—	25	厚生労働省
158	マタニティ・ハラスメントへの厳正な対処、体制整備等（81の再掲）	「女性活躍加速のための重点方針2015」の趣旨を最大限に踏まえ、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」への厳正な対処、事業主等に対する説明会など「マハラ未然防止対策キャラバン（仮称）事業」の実施について、平成28年度予算案に盛り込んだところ。	男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、上司・同僚による職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主に対し義務付けられたことを受け、平成29年1月の改正法の施行に向けて、28年9月から12月まで都道府県労働局において説明会の開催及びハラスメント対応特別相談窓口を開設し、改正法の周知を行った。 改正法施行後、労働者等からの相談対応や事業主に対する指導等を実施し、法の履行確保を図っている。	129,797	121,879	93.9%	187,372	173,132	92.4%	担当職員の増員 (10名)	—	—	厚生労働省

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。

※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。

以下参照：<http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
159	妊娠・育児休業中の者等の仕事をカバーする労働者が評価される仕組みに係る好事例収集・周知	妊娠や育児により休業している者の代わりに業務を行う労働者を評価する人事制度を取り入れている企業の好事例を収集し、内閣官房のホームページにおいて公表を行う予定。	マタニティ・ハラスメント対策に資する人事制度を含め企業において実施されている好事例を収集し、事例集を取りまとめ、内閣官房のホームページにおいて公表を行った。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房
<b>イ) 長時間労働の抑制、多様な働き方の普及等による国民の生活スタイルの変革</b>													
160	労働時間法制の見直し	「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回国会（常会）に提出済み。	「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回国会（常会）に提出済み。 ・第193回国会（常会）においても審議入りせず、継続審議。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	厚生労働省
161	長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた取組の推進（47の再掲）	長時間労働削減に向け、「働き方・休み方改善指標」の活用事例の収集・周知、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用した各企業への取組支援や、各労働局に配置している「働き方・休み方改善コンサルタント」による助言指導等を行うとともに、全国的労使団体や業界のリーディングカンパニーに直接働きかけを行い、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直しに取り組むよう、働きかけ等を検討している。	長時間労働削減・年次有給休暇取得促進に向け、「働き方・休み方改善指標」活用事例を用いて取組事例集を作成し、業界団体や都道府県、労働局等に周知を行った。さらに、「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、診断・事例検索等のメニューを提供し、企業の働き方改革への取組を支援している。また、各労働局に配置している「働き方・休み方改善コンサルタント」による助言指導等を行うとともに、全国的労使団体や業界のリーディングカンパニーへの働きかけを実施している。	1,368,016	781,218	57.1%	1,967,379	833,454	42.4%	—	4	1	厚生労働省
162	「ゆう活」	「ゆう活」を国民運動として推進していく上での各種取組の取りまとめを行う。	「ゆう活」に関する次官級連絡会議／女性職員活躍・ワークバランス推進協議会合同会議を開催し（平成28年6月24日、11月11日）、国家公務員・地方公共団体・民間企業等における国民運動としての「ゆう活」の取組内容及び取組結果を総括（※通し番号163～165参照）。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房
163	国家公務員における「ゆう活」の実施	平成27年3月27日に示した「国家公務員における『夏の生活スタイル変革』（朝型勤務と早期退庁の勤奨）の実施方針」により、同年7月及び8月に下記の内容を実施。 ・通常の勤務時間開始時刻（8:30～9:30）を1～2時間程度早め、7:30～8:30（終業時刻は16:15～17:15）等となるよう勤務時間を割振り（早出勤の活用） ・早朝出勤の職員は、原則定時退庁 ・期間中の毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日には、本府省等（霞が関等）において、遅くとも20時までの庁舎の消灯を励行（国会関係業務などの業務等がある場合を除く） ・期間中は、早朝出勤の職員が超過勤務をすることのないよう、政府全体で、原則16:15以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底	【27年度の取組】 平成27年3月27日に示した「国家公務員における『夏の生活スタイル変革』（朝型勤務と早期退庁の勤奨）の実施方針」により、同年7月及び8月に、早出勤の活用等の取組を実施した（左記の通り）。 【28年度の取組】 28年6月24日に示した「平成28年度国家公務員における『ゆう活（夏の生活スタイル変革）』実施方針」により、28年7月及び8月に以下の内容を実施。 ・朝型勤務やフレックスタイム制等を活用し、職員の「ゆう活」実施日の終業時刻について、16:00から17:15等に割振り ・「ゆう活」実施の職員は、原則定時退庁 ・期間中は、霞が関等において、原則として20時以前の庁舎の消灯を励行 ・「ゆう活」の前提として、業務削減、業務効率化等働き方改革が不可欠であることを周知徹底し、具体的な取組を推進	—	—	—	—	—	—	—	32	44	内閣官房
164	「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」の取組に関する地方公共団体への働きかけ	平成27年夏の地方公務員の「朝型勤務」について、国家公務員の取組を参考としつつ、各々の事務事業等に支障が生じないよう十分に留意の上、できるところから各団体の実情に即した柔軟な取組を検討していただくよう働きかけを実施。 （主な通知・説明会） ・『夏の生活スタイル変革（朝型勤務）について』（平成27年3月27日付け総行公第22号公務員部長通知） ・『地方公務員の女性活躍・ワークライフバランス推進担当課長会議』（対象：都道府県（人事担当課・市町村担当課）、指定都市（人事担当課））開催（27.5.28）	平成28年の「ゆう活」について、27年度の実施結果を踏まえた取組の充実や、地域の先頭に立った積極的な取組を要請した。各団体においては、通年実施化など実施期間・対象の拡大や、「ゆう活」を実施しやすくするための弾力的運用、職員に対する定時退庁の働きかけ等の工夫・改善が行われたところであり、これらの先進的な取組事例について、各地方公共団体に対し情報提供を行った。 （主な通知） ・「平成28年の『ゆう活（夏の生活スタイル変革）』の取組について」（平成28年4月7日付け事務連絡） ・「平成28年の『ゆう活（夏の生活スタイル変革）』の実施について」（平成28年5月19日付け総行公第45号公務員部長通知）	—	—	—	—	—	—	—	—	46	総務省
165	「夏の生活スタイル変革」（ゆう活）の取組に関する企業や労使団体への働きかけ	長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直しについて、全国で業界のリーディングカンパニー等を訪問し、トップに働きかけを行い、また、厚生労働省ホームページ内で企業名と取組内容を公開し、気運の醸成を図っている。	長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直しについて、全国で業界のリーディングカンパニー等を訪問し、トップに働きかけを行っている。また、厚生労働省ホームページ内で企業名と取組内容を公開し、気運の醸成を図っている。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	厚生労働省

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
166	休暇中の者等の仕事をカバーする労働者が評価される仕組みに係る好事例収集・周知	休暇中の者の代わりに業務を行う労働者を評価する人事制度を取り入れている企業の好事例を収集し、内閣官房のホームページにおいて公表を行う。	長時間労働の抑制、多様な働き方の普及等による国民の生活スタイルの変革に資する人事制度を含め企業において実施されている好事例を収集し、事例集を取りまとめ、内閣官房のホームページにおいて公表を行った。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房
<b>ウ) 支え合いを進めるための情報提供や支援の充実</b>													
167	男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト)(79の再掲)	「イクメン企業アワード」や参加型の公式サイトなどを通じて男性の育児休業取得に関する社会的な機運の醸成を図るとともに、企業及び個人に対し育児と仕事の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の育児と仕事の両立の促進を図る。 来年度予算案においては、企業への働きかけの強化、ホームページの運営の拡充等を行う。	男性の育児休業取得に関する社会的な機運の醸成及び男性の仕事と育児の両立の促進を図るため、「イクメン企業アワード」の実施や公式サイトの運営等に加え、平成28年度においては、企業が研修等に活用できる資料の作成や、公式サイトの構成の見直し・スマートフォンへの対応を行った。	49,895	42,550	85.3%	69,803	66,988	96.0%	—	18	—	厚生労働省
168	・安心して働き続けられる環境整備調査研究事業(平成27年度のみ) ・男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト)(一部76の再掲)	仕事と育児の両立の実態把握に関する調査結果について、とりまとめを行った。 また、「イクメン企業アワード」や参加型の公式サイトなどを通じて男性の育児休業取得に関する社会的な機運の醸成を図るとともに、企業及び個人に対し育児と仕事の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の育児と仕事の両立の促進を図る。 平成28年度予算案においては、企業への働きかけの強化、ホームページの運営の拡充等を行う。	仕事と家庭の両立に関する実態を把握するため、「仕事と家庭の両立に関する実態把握のための調査研究事業」を実施し、企業及び労働者における仕事と家庭の両立に関する調査・分析を行った。 また、男性の育児休業取得に関する社会的な機運の醸成及び男性の仕事と育児の両立の促進を図るため、「イクメン企業アワード」の実施や公式サイトの運営等に加え、平成28年度においては、企業が研修等に活用できる資料の作成や、公式サイトの構成の見直し・スマートフォンへの対応を行った。	62,993	50,362	79.9%	69,803	66,988	96.0%	—	—	—	厚生労働省
169	・女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針	<女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針> 企業における女性のロールモデルの育成等に係る効果的な取組について盛り込んだ女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針を策定した。	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針についてパンフレット等を活用し、周知・徹底を図った。	—	—	—	—	—	—	法令・制度改正 ・平成27年11月、事業主行動計画策定指針を公布した。	—	—	厚生労働省
170	育児・介護支援プラン導入プログラム事業(52の再掲)	平成28年度予算案においては、中小企業における人材活用の促進、労働者(特に、期間雇用者)の育児取得及び育児取得後の円滑な職場復帰による継続就労を支援する「育児復帰支援プラン」の策定支援に加えて、対象を介護休業にも拡大することとしている。	育児プランナーによる「育児復帰支援プラン」の策定支援を行うとともに、平成28年度においては、対象を介護にも拡大し、労働者の仕事と介護の両立支援に取り組む中小企業を支援するため、「介護支援プラン」の普及促進や、介護プランナーによる策定支援を行った。	467,290	321,976	68.9%	1,175,862	647,999	55.1%	—	20-1、 20-2、 22	27	厚生労働省
171	女子学生向け就活ガイドの周知啓発(平成28年度【歳出予算現額・決算額】は7の再掲)	就職活動においてチェックすべきこと、職場で活躍している女性からのメッセージや女性の活躍を促進している企業からのメッセージ、働く女性にとって役立つ法律などについて周知啓発を行っている。	就職活動においてチェックすべきこと、職場で活躍している女性からのメッセージや女性の活躍を促進している企業からのメッセージ、働く女性にとって役立つ法律などについて周知するため、女子大学生向けのガイドブックを作成し、平成29年3月に国立公立私大に周知するとともに、厚生労働省のホームページにも掲載した。	24,588の内数	24,588の内数	—	23,430の内数	23,430の内数	—	—	—	—	厚生労働省
172	妊娠・育児休業中の者等の仕事をカバーする労働者が評価される仕組みに係る好事例収集・周知(159の再掲)	妊娠や育児により休業している者の代わりに業務を行う労働者を評価する人事制度を取り入れている企業の好事例を収集し、内閣官房のホームページにおいて公表を行う予定。	マタニティ・ハラスメント対策に資する人事制度を含め企業において実施されている好事例を収集し、事例集を取りまとめ、内閣官房のホームページにおいて公表を行った。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
 ※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
 以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を削除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を削除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
173	・育児・介護休業法の見直し ・仕事と介護の両立支援事業 ・育児・介護支援プラン導入プログラム事業 (56の再掲)	育児・介護休業法については、労働政策審議会雇用均等分科会において建議が取りまとめられ、介護休業の分割取得等の見直しを行うこととしている。 仕事と介護の両立支援事業では、企業向け両立支援対応モデルに加え、介護に直面し休業を取得する労働者が発生した場合の個別の対応モデルである「介護支援プラン」を構築し、その周知を図る。 また、育児・介護支援プラン導入プログラム事業では、「育休復帰支援プラン」の策定に加えて対象を介護休業にも拡大し、仕事と介護の両立支援事業で構築した「介護支援プラン」の普及促進を図る。	介護休業の分割取得等を含む改正育児・介護休業法については、平成28年3月に成立し、29年1月1日から施行した。 また、仕事と介護の両立支援事業において、新たに「介護支援プラン」を構築し、周知を行った。 育児・介護支援プラン導入プログラム事業では、「育休復帰支援プラン」に加えて、「介護支援プラン」の普及促進を図るため、育児・介護プランナーによる策定支援を行った。	514,506	364,864	70.9%	1,228,656	690,165	56.2%	法令・制度改正 ・改正育児・介護休業法が平成28年3月に成立し、29年1月に施行された。	19、 20-1、 20-2、 23	27	厚生労働省
<b>(3) 豊かでゆとりある生活の実現に向けた取組</b>													
<b>ア) 夏の生活スタイル変革(ゆう活)</b>													
174	「ゆう活」(162の再掲)	「ゆう活」を国民運動として推進していく上での各種取組の取りまとめを行う。	「ゆう活」に関する次官級連絡会議／女性職員活躍・ワークバランス推進協議会合同会議を開催し(平成28年6月24日、11月11日)、国家公務員・地方公共団体・民間企業等における国民運動としての「ゆう活」の取組内容及び取組結果を総括(※通し番号175-177参照)。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房
175	国家公務員における「ゆう活」の実施(163の再掲)	平成27年3月27日に示した「国家公務員における『夏の生活スタイル変革』(朝型勤務と早期退庁の奨励)の実施方針」により、同年7月及び8月に下記の内容を実施。 ・通常の勤務時間開始時刻(8:30～9:30)を1～2時間程度早め、7:30～8:30(終業時刻は16:15～17:15)等となるよう勤務時間を割振り(早出勤の活用) ・早朝出勤の職員は、原則定時退庁 ・期間中の毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日には、本府省等(霞が関等)において、遅くとも20時までの庁舎の消灯を励行(国会関係業務などの業務等がある場合を除く) ・期間中は、早朝出勤の職員が超過勤務をすることのないよう、政府全体で、原則16:15以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底	【27年度の取組】 平成27年3月27日に示した「国家公務員における『夏の生活スタイル変革』(朝型勤務と早期退庁の奨励)の実施方針」により、同年7月及び8月に、早出勤の活用等の取組を実施した(左記の通り)。 【28年度の取組】 平成28年6月24日に示した「平成28年度国家公務員における『ゆう活(夏の生活スタイル変革)』実施方針」により、28年7月及び8月に以下の内容を実施。 ・朝型勤務やフレックスタイム制等を活用し、職員の「ゆう活」実施日の終業時刻について、16:00から17:15等に割振り ・「ゆう活」実施の職員は、原則定時退庁 ・期間中は、霞が関等において、原則として20時以前の庁舎の消灯を励行 ・「ゆう活」の前提として、業務削減、業務効率化等働き方改革が不可欠であることを周知徹底し、具体的な取組を推進	—	—	—	—	—	—	—	32	44	内閣官房

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照: <http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
176	「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」の取組に関する地方公共団体への働きかけ(164の再掲)	平成27年夏の地方公務員の「朝型勤務」について、国家公務員の取組を参考として、各々の事務事業等に支障が生じないよう十分に留意の上、できるところから各団体の実情に即した柔軟な取組を検討していただくよう働きかけを実施。 (主な通知・説明会) ・『夏の生活スタイル変革(朝型勤務)について』(平成27年3月27日付け総行公第22号公務員部長通知) 発出(27.3.27) ・「地方公務員の女性活躍・ワークライフバランス推進担当課長会議」(対象：都道府県(人事担当課・市町村担当課)、指定都市(人事担当課)) 開催(27.5.28)	平成28年の「ゆう活」について、27年度の実施結果を踏まえた取組の充実や、地域の先頭に立った積極的な取組を要請した。各団体においては、通年実施化など実施期間・対象の拡大や、「ゆう活」を実施しやすくするための弾力的運用、職員に対する定時退庁の働きかけ等の工夫・改善が行われたところであり、これらの先進的な取組事例について、各地方公共団体に対し情報提供を行った。 (主な通知) ・「平成28年の『ゆう活(夏の生活スタイル変革)』の取組について」(平成28年4月7日付け事務連絡) ・「平成28年の『ゆう活(夏の生活スタイル変革)』の実施について」(平成28年5月19日付け総行公第45号公務員部長通知)	—	—	—	—	—	—	—	—	46	総務省
177	「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」の取組に関する企業や労使団体への働きかけ(165の再掲)	長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直しについて、全国で業界のリーディングカンパニー等を訪問し、トップに働きかけを行い、また、厚生労働省ホームページ内で企業名と取組内容を公開し、気運の醸成を図っている。	長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直しについて、全国で業界のリーディングカンパニー等を訪問し、トップに働きかけを行っている。また、厚生労働省ホームページ内で企業名と取組内容を公開し、気運の醸成を図っている。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	厚生労働省
<b>イ) 共食(食育)の推進</b>													
178	食育基本法及び第2次食育推進基本計画	第2次食育推進基本計画に、家族との「共食」(家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ること)は、望ましい食習慣の実践や、食の楽しさを実感させる精神的な豊かさをもたらすものとされており、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等の推進にも配慮しつつ「共食」の回数の増加を目指す。	食育に関する意識調査の実施を通じて、共食に関する実態把握を行うとともに、食育推進全国大会の開催、食育推進ボランティア表彰の実施、食育白書の刊行等を通じて、共食の意義や重要性を国民に伝えるとともに、望ましい食習慣の実践に向けた事例紹介を行った。 ※平成27年度まで内閣府で業務実施、28年度から農林水産省に移管。	内閣府 食育推進経費 18,755の内数	内閣府 食育推進経費 16,230の内数	—	農林水産省 食育活動の全国展開事業委託費60,432の内数	農林水産省 食育活動の全国展開事業委託費42,363の内数	—	—	—	—	農林水産省
<b>ウ) 三世同居・近居</b>													
179	三世同居に係る税制上の軽減措置の創設の検討	三世同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、以下の特例措置を講じる。なお、三世同居に対応したリフォーム工事とは、キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうち少なくとも1つを増設する工事(改修後、いずれか2つ以上が複数となるものに限る。)を指す。 ①リフォーム投資型減税…減税の対象となる工事に、三世同居に対応したリフォーム工事を追加。工事費等の10%を所得税額から控除。 ②リフォームローン型減税…減税の対象となる工事に、三世同居に対応したリフォーム工事を追加。ローン残高の一定割合を所得税額から控除(5年間)	三世同居に対応するための既存住宅のリフォームを実施した場合の所得税の特例措置を周知。	—	—	—	—	—	—	税制改正	—	—	内閣府
<b>エ) 街なか居住等の推進</b>													
180	住宅市街地総合整備事業(街なか居住再生型)	中心市街地において、良質な住宅の供給や地区内の公共施設整備等を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する。	中心市街地において、良質な住宅の供給や地区内の公共施設整備等を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する制度を実施している。	社会資本整備総合交付金 1,158,218,315の内数	社会資本整備総合交付金 938,036,721の内数	—	社会資本整備総合交付金 1,273,453,998の内数	社会資本整備総合交付金 931,843,685の内数	—	—	—	—	国土交通省
<b>オ) テレワーク</b>													
181	テレワークの導入促進	・テレワークの普及を促進するために、就業者を対象にテレワークの実施状況やテレワーカーの生活実態等を把握するためのテレワーク人口実態調査の実施。 ・地方都市等における働く場の創出等により、地方都市等の活性化に資するテレワーク展開拠点構築検討調査の実施。	・テレワークの普及を促進するために、就業者を対象にテレワークの実施状況やテレワーカーの生活実態等を把握するためのテレワーク人口実態調査を実施した。近年、テレワークの目的や形態が多様化していることから、これまで重点的に調査してきた「週1日以上終日在宅勤務」のみならず、在宅以外、低頻度、短時間も含めたテレワークの実態を調査した。 ・地方都市等における働く場の創出等により、地方都市等の活性化に資するテレワーク展開拠点構築検討調査として、テレワークセンターの現状等を把握した。	50,000	49,842	99.7%	25,000	24,980	99.9%	—	16	22	国土交通省

※1「2016(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017(通し番号)」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html

通し番号	該当施策名	該当施策の概要 (平成28年1月時点)	該当施策の実施状況 (平成29年3月末時点での施策の実施状況)	平成27年度予算・決算額 (千円)			平成28年度予算・決算額 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針		担当府省
				歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額	使用割合 (%)		2016 (通し番号) (※1)	2017 (通し番号) (※2)	
182	ふるさとテレワーク推進事業	テレワーク導入を検討する企業等への専門家派遣（平成26年度40社、平成27年度130社予定）を行うとともに、全国でセミナー（平成26年度5か所、平成27年度3か所）を開催。また、厚生労働省と連携してテレワーク普及に向けたモデル構築のための実証を実施。これらの施策に加え、テレワーク関連情報を収集し、普及促進に向けたデータベースの構築等を予定。 地方創生に資する新たなテレワーク（ふるさとテレワーク）として、平成27年度（平成26年度補正予算）は全国15地域で実証を実施しており、平成28年度は全国展開に向けて、ふるさとテレワークを導入する全国の自治体等に対し、導入経費の支援を予定。	テレワーク導入を検討する企業等への専門家派遣（平成28年度100回）を行うとともに、全国でセミナー（28年度5か所）を開催。また、厚生労働省と連携してテレワーク普及に向けたモデル構築のための実証を実施。これらの施策に加え、テレワーク関連情報を収集し、普及促進に向けたデータベースを構築した。 ふるさとテレワークの全国展開を図るために、ふるさとテレワークを導入する自治体等に対する補助事業を実施し、サテライトオフィス等の整備（28年度22か所）を行った。	「ICTを活用した新たなワークスタイルの実現150,000	「ICTを活用した新たなワークスタイルの実現116,665	77.8%	「ふるさとテレワーク推進事業」720,965 「地域情報化の推進（本省）」117,999の内数	「ふるさとテレワーク推進事業」532,169 「地域情報化の推進（本省）」117,999の内数	73.8%	—	6	17、19	総務省
183	テレワーク推進フォーラムを通じた普及啓発	関係省庁と連携して、テレワーク推進フォーラムを通じた事業者等への普及啓発や、テレワーク月間に向けてロゴマークを作成し、世の中への情報発信の強化を図る。	関係省庁と連携して、テレワーク推進フォーラムを通じた事業者等への普及啓発や、テレワーク月間に向けてロゴマークを作成し、世の中への情報発信の強化を図る。 ※平成29年7月24日のテレワーク・デイでは927団体（約6.3万人）が参加した。	—	—	—	—	—	—	—	15	21	経済産業省
184	適正な労働条件下におけるテレワーク（雇用型）の推進	労務管理等に関する訪問コンサルティングの実施やセミナー・シンポジウムの開催、在宅テレワーク等を可能とするテレワークモデルの構築等を予定している。	労務管理等に関する訪問コンサルティング、企業向けセミナー、シンポジウムの開催を実施したほか、在宅テレワーク等を可能とするテレワークモデルを構築し、ガイドブックに取りまとめた。	1,134,214	192,357	17.0%	1,423,145	207,751	14.6%	—	8、9、11、12、13	14、16、18	厚生労働省
185	在宅就業支援事業	在宅就業の普及を図るとともに、雇用と在宅就業との間の円滑な移行を実現するため、在宅事業者や発注者等を対象としたセミナーの開催や、コンサルティング等を通じた企業への在宅就業の活用推奨等を実施するとともに、適正な就業条件で安心して在宅就業に従事できるよう「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の見直し及び一層の周知を行う。	在宅事業者や発注者等を対象としたセミナーを全国3か所で開催するとともに、コンサルティング等を通じた企業への在宅就業の活用推奨の実施、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知等を行った。	37,883	34,374	90.7%	37,197	25,404	68.3%	—	14	—	厚生労働省
<b>カ) 駅や小売店等を活用した子供との外出を応援するサービス等の提供</b>													
186	少子化社会対策大綱に基づく子育て世帯への配慮についての協力依頼	公共交通機関等に対し、子供を連れての外出が、支障が少なく楽しいものとなるよう、配慮やサービスについて検討を要請しているところ。	平成28年4月からスタートした「子育て支援パスポート事業」は、都道府県等地方公共団体と協賛企業・店舗において授乳やおむつ交換場所の提供、ミルクのお湯の提供等の乳幼児連れの外出サポート（フレンドリー・メニュー）や子育て世帯に対するポイント付加サービス、商品代や飲食代等の各種割引等のサービスを提供しているものであり、国や地域ぐるみで子育てを応援しようとする社会的機運の醸成のため、各都道府県と連携し、協賛店舗の拡大、サービス内容の充実などを図っている。 平成28年10月には、地方公共団体、企業、団体等の参加を得て「子育て支援パスポート事業全国共通展開フォーラム」を開催し、更なる協賛店舗の拡大、サービスの内容拡充及び広域的な利用について、理解、賛同を図った。 同事業は、平成29年4月から全ての都道府県で相互利用が可能となった。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣府

※1「2016（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での施策の整理上の番号を示す。  
※2「2017（通し番号）」は、『女性活躍加速のための重点方針2017』に基づく平成30年度概算要求等について（平成29年9月）での施策の整理上の番号を示す。  
以下参照：http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html